



第 8 章 年金について

対象外
短期組合員等

公的年金制度

担当
部署

年金課

【ナビダイヤル】0570-03-4165

✉ 59000063@section.metro.tokyo.jp

1 | 公的年金制度とは

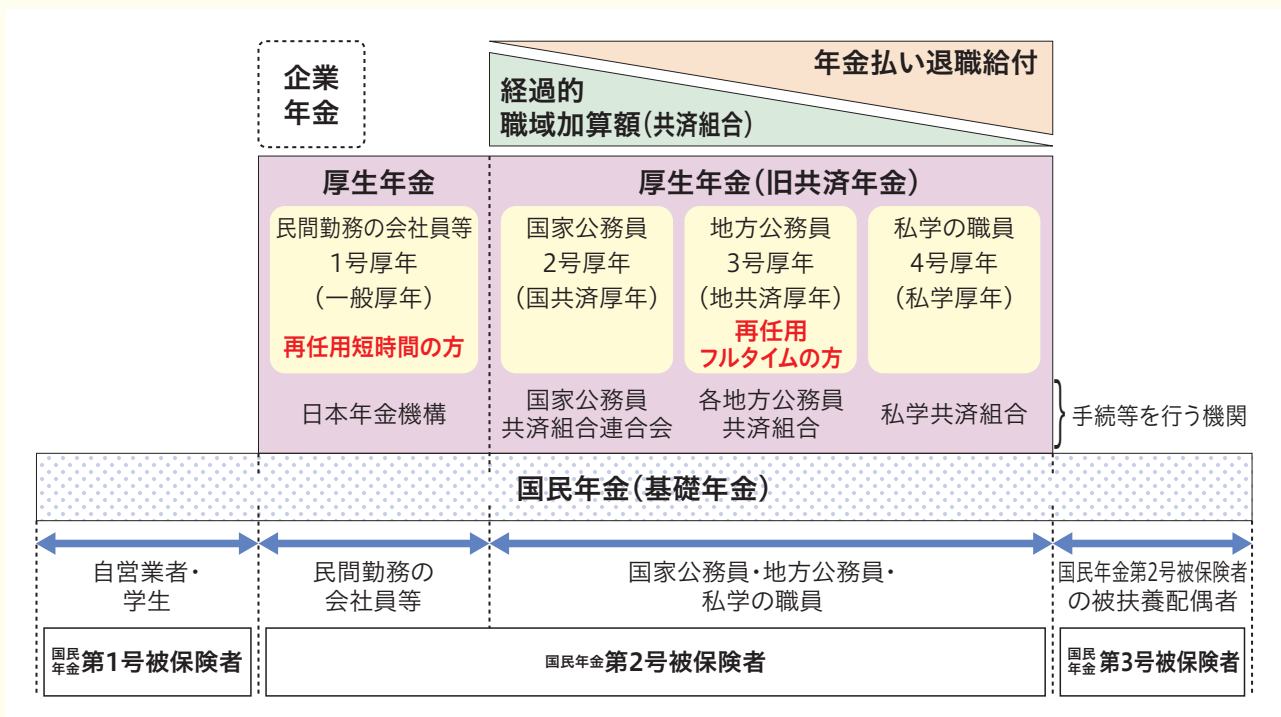
公的年金制度は社会保障制度の一環として、国の法律によって運営する社会保険の一つです。老後の生活を世代が順送りで支えあうとともに、若いうちに障害を負ったときや死亡した場合に、本人や遺族の生活を支える重要な機能を果たすものです。

2 | 日本の年金制度のしくみ

公的年金制度には、日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満のすべての方が加入する「国民年金」と、民間企業等に勤めている方、公務員、私立学校の教職員等が加入する「厚生年金保険」があります（厚生年金保険の加入者は、厚生年金保険の制度を通じて国民年金に加入する形になっています。）。厚生年金保険は国民年金の上乗せとしての年金になっています。

平成 27 年 10 月からは被用者年金制度の一元化に伴い、公務員、私立学校の教職員等も厚生年金保険の被保険者になりました。

また、公務員の共済組合の年金には、平成 27 年 9 月 30 日までの共済組合員期間に応じた額が支給される「経過的職域加算額（共済年金）」及び平成 27 年 10 月に新設された、平成 27 年 10 月 1 日以降の共済組合員期間に応じた額が支給される「年金払い退職給付」があります（共済年金の上乗せ部分である職域年金相当部分は平成 27 年 9 月で廃止されました。）。



3 | 国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する年金制度です。また、20歳未満及び60歳以上の方でも、厚生年金保険の被保険者は、国民年金の被保険者になります（ただし、65歳以上で老齢厚生年金を受け取る権利（以後、受給権）を持っている方を除きます。）。

国民年金の被保険者は職業等に応じて、以下のように区分されています。

国民年金第1号被保険者

自営業者や学生などで、国民年金のみに加入している方。自分で保険料を納付します。

国民年金第2号被保険者

厚生年金保険に加入している方。同時に国民年金にも加入しています。保険料は厚生年金保険料から支払う形になっています。

国民年金第3号被保険者

国民年金第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方。保険料は第2号被保険者全員で負担しており、第3号被保険者の方が個人的に支払う必要はありません。

4 | 厚生年金保険

厚生年金保険は、民間企業等に勤めている方、公務員、私立学校の教職員等が加入する年金制度で、国民年金の年金に上乘せする形の年金を支給する制度です。

平成27年10月からは被用者年金制度の一元化に伴い、公務員、私立学校の教職員等も厚生年金保険の被保険者になりました。厚生年金保険の被保険者の種別は以下のようになっています。

厚生年金保険の被保険者として加入する期間は、70歳未満（70歳の誕生日の前日が属する月の前月まで）です。

第1号厚生年金被保険者（一般厚年被保険者）

民間企業等に勤める会社員等

第2号厚生年金被保険者（国共済厚年被保険者）

国家公務員共済組合の組合員

第3号厚生年金被保険者（地共済厚年被保険者）

地方公務員共済組合の組合員

第4号厚生年金被保険者（私学共済厚年被保険者）

私立学校教職員共済制度の加入者

* 国共済厚年、地共済厚年を併せて公務員厚年と表現する場合があります。

5 | 共済組合独自の年金

1 経過的職域加算額

平成27年9月以前の共済組合員期間がある方に、経過措置として、その期間に応じて支給される年金で、「退職共済年金」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」があります（共済年金の上乗せ部分である職域年金相当部分は平成27年9月で廃止されました。）。（P.138 参照）

2 年金払い退職給付

年金払い退職給付は、共済年金の上乗せ部分である職域年金相当部分の廃止後に創設された新たな年金制度です。平成 27 年 10 月以降の共済組合員期間のある方に支給されるもので、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」があります。(P.141 参照)

6 | 受け取れる公的年金の種類

受け取れる公的年金の種類は大きく分けて次の 3 種類があります。

老 齢 年 金	老後の生活を支える年金で、基本は 65 歳になると受給できる年金です。
障 害 年 金	病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになったときに、現役世代の方も含めて受給できる年金です。
遺 族 年 金	公的年金に加入している方、加入していた方及び年金を受け取っている方が死亡したときに、死亡した方に生計を維持されていた遺族に対して支給される年金です。

年金の種類 年金制度	老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
年金払い退職給付	退職年金	公務障害年金 ^{※3}	公務遺族年金 ^{※4}
経過的職域加算額	退職共済年金 (経過的職域)	障害共済年金 (経過的職域) ^{※1}	遺族共済年金 (経過的職域) ^{※2}
厚生年金保険	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
国民年金	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

※1 障害共済年金（公務及び公務以外）は初診日が平成 27 年 9 月 30 日以前の場合のみ支給されます。

※2 遺族共済年金は公務遺族年金を受給する場合は支給されません。

※3 初診日が平成 27 年 10 月 1 日以降の公務災害（通勤災害を除く）による障害の場合に支給されます。

※4 平成 27 年 10 月 1 日以降の公務災害（通勤災害を除く）による死亡の場合に支給されます。

7 | 年金メモ

被用者年金とは

公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等で働く方が加入する年金のことを「被用者年金」といいます。被用者年金を運営実施する機関として、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、各地方公務員共済組合、私立学校教職員共済*があります。平成27年10月前までは、日本年金機構からは厚生年金、各共済組合からは共済年金が、それぞれ異なる法律に基づいて支給されていました。

平成27年10月の被用者年金制度一元化後は、各共済組合からも「厚生年金保険法」に基づいた年金が支給されるようになりました。

※正式名称は「日本私立学校振興・共済事業団」です。

年金実施機関とは

年金実施機関は、年金の支給及び手続を行う「日本年金機構」、「国家公務員共済組合連合会」、「各地方公務員共済組合」、「私立学校教職員共済」のことをいいます。

共済組合とは

共済組合には、国家公務員共済組合、各地方公務員共済組合、私立学校教職員共済があります。私立学校教職員共済は、公務員共済とは別組織ですが、年金のしくみは公務員共済と同様のものです。

公務員共済について

「国家公務員共済組合員期間」と、「地方公務員共済組合員期間」は通算して、最後に加入していた公務員共済組合から年金が支給されます。

過去に公務員としての職歴をお持ちの方は、新たに公務員共済に加入される際には、過去の公務員としての職歴をお知らせいただいております。



老齢年金

1 | 老齢年金受給の流れ

老齢厚生年金（公務員厚年）と老齢基礎年金及び公務員独自の年金の支給の流れは次の図のようになっています。

61～64歳	65歳
	年金払い退職給付
経過的職域加算額の退職共済年金	経過的職域加算額の退職共済年金
定額部分が支給される場合に支給 加給年金	加給年金額
特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
	(経過的加算)
特別支給の老齢厚生年金 定額部分	老齢基礎年金

1 65歳前の年金

65歳前に受給開始年齢になられる方は、受給開始年齢到達時から「特別支給の老齢厚生年金」及び「退職共済年金（経過的職域加算額）」が受給できます。これらの年金は東京都職員共済組合から支給されます。ただし、日本年金機構及び私学共済の厚生年金保険に加入した期間がある方の場合は、各々の機関から、各々の加入期間に応じた老齢厚生年金等が支給されます。

また、「障害者特例及び長期在職者特例（P.95）」に該当する方には、65歳前に「特別支給の老齢厚生年金」を受給できるようになったときに、老齢基礎年金に相当する「定額部分」が支給されます。この特例に該当する方で、特例に該当したときに、生計を維持している配偶者や子がいるときには、加給年金額（P.99）も支給されます。

ただし、この二つの特例で支給される「定額部分及び加給年金額」は、厚生年金に加入していない場合のみに支給されるもので、厚生年金保険に加入した場合には全額支給停止となります。

2 65歳以降の年金

65歳になると「特別支給の老齢厚生年金」は「本来支給の老齢厚生年金」となり、65歳になったときに生計を維持している配偶者や子がいるときには、老齢厚生年金に「加給年金額」が加算されます。

また、日本年金機構からは「老齢基礎年金」が支給されるようになります。この「老齢基礎年金の年金額」と「定額部分の計算式で計算した年金額」との間に差が生じた場合には「経過的加算」が老齢厚生年金に加算する形で支給されます。

65歳以降で、公務員共済組合を退職している場合には、「年金払い退職給付」が支給されます。

2 | 年金受給開始年齢

特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日によって異なります。共済組合の場合は男女で違いがありませんが、日本年金機構が支給する一般厚年の老齢厚生年金では、男女で受給開始年齢が異なります。

1 共済組合の老齢厚生年金受給開始年齢

生年月日 (一般組合員)	生年月日 (特定消防会員※)		
昭和29年10月2日から 昭和30年4月1日まで	昭和34年4月2日から 昭和36年4月1日まで	61歳 特別支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金	65歳 本来支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金
昭和30年4月2日から 昭和32年4月1日まで	昭和36年4月2日から 昭和38年4月1日まで	62歳 特別支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金	65歳 本来支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金
昭和32年4月2日から 昭和34年4月1日まで	昭和38年4月2日から 昭和40年4月1日まで	63歳 特別支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金	65歳 本来支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金
昭和34年4月2日から 昭和36年4月1日まで	昭和40年4月2日から 昭和42年4月1日まで	64歳 特別支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金	65歳 本来支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金
昭和36年4月2日から	昭和42年4月2日から		65歳 本来支給の 退職共済年金(経過的職域) 老齢厚生年金

※ 年金制度一元化後に受給開始年齢になった方を表示しています。

2 一般厚年の老齢厚生年金受給開始年齢

生年月日 ()内は女性		
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 (昭和33年4月2日～昭和35年4月1日)	61歳 特別支給の 老齢厚生年金	65歳 本来支給 老齢厚生年金
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 (昭和35年4月2日～昭和37年4月1日)	62歳 特別支給の 老齢厚生年金	65歳 本来支給 老齢厚生年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 (昭和37年4月2日～昭和39年4月1日)	63歳 特別支給の 老齢厚生年金	65歳 本来支給 老齢厚生年金
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 (昭和39年4月2日～昭和41年4月1日)	64歳 特別支給の 老齢厚生年金	65歳 本来支給 老齢厚生年金
昭和36年4月2日以降 (昭和41年4月2日以降)		65歳 本来支給 老齢厚生年金

3 受給開始年齢の特例

65歳前に「特別支給の老齢厚生年金」の受給開始年齢に達する方には、「障害者特例」と「長期在職者特例」という特例があります。この特例は、特別支給の老齢厚生年金受給開始年齢から、報酬比例部分に加えて「定額部分」及び「加給年金額」を受給できるというものです。「加給年金額」は受給要件を満たす配偶者や子がいる場合に加算されます。

この特例は65歳になるまでの間に適用されます。また、厚生年金保険の被保険者である間は支給停止になります。

1 障害者特例

特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）受給開始年齢に達している方で、厚生年金保険の被保険者ではなく、障害の状態^{*}にある場合、受給者の請求により、請求月の翌月から報酬比例部分に加えて「定額部分」等が受け取れる特例です。

なお、平成26年4月1日以降の請求については、障害年金の受給権を有している方は、請求月の翌月からではなく、受給開始年齢以後で障害年金を受け取ることができる月に障害者特例の請求があったものとみなし、遡って特例が適用された年金を受け取ることができます（ただし、平成26年4月1日前には遡りません。）。

※ 障害の程度が1～3級（身体障害者手帳等の障害等級とは異なります）であり、その傷病の初診日から起算して1年6か月を経過しているか、症状が固定していることが必要です（障害年金の受給権を有していない方については、障害の程度の審査が必要になります。）。

2 長期在職者特例

長期在職者特例は、国共済及び地共済の被保険者期間の合計が44年（528月）以上あり、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢になっている方で、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（退職）している場合に、報酬比例部分に加えて「定額部分」等が受給できる特例です。この特例は、被保険者でなくなった月の翌月から適用されます。

長期在職者特例は、一般厚年のみ、公務員厚年のみ、私学厚年のみで44年以上の加入期間があることが必要です。

◆ 長期在職者特例の例

60歳の定年退職時に公務員共済組合員期間が42年（採用時18歳の方など）あり、定年退職後に再任用フルタイムとして2年以上働いた場合には、公務員厚生年金被保険者期間が44年以上になりますので、長期退職者特例の条件を満たすことができます。

一方、同じ退職状況でも、再任用短時間になられた場合は一般厚生年金被保険者となりますので、44年の条件を満たすことができず、「長期在職者特例」は適用されません。

● 注意事項 ●

「障害者特例」又は「長期在職者特例」が適用される老齢厚生年金受給者の方が、厚生年金保険に加入した場合は、定額部分及び加給年金額は全額支給停止となります。

3 | 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方が、65歳になったときに支給される年金です。老齢基礎年金は日本年金機構から支給されます。厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険の制度を通じて、国民年金に加入する形になっています。

1 老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金の受給要件は以下のようになります。

- 1 国民年金の加入期間があること。
- 2 公的年金加入期間等^{*}が10年以上（平成29年8月より前は「25年以上」）あること。

※ 「公的年金の加入期間等」とは、国民年金と厚生年金保険の加入期間に、合算対象期間（加入期間には加えるが、年金額の計算には入れない期間）を合計した期間です。

2 老齢基礎年金の年金額

国民年金に加入した期間に応じて算出される年金で、20歳の誕生日の前日が属する月から、60歳の誕生日の前日が属する月の前月までの40年間の加入で満額の年金が支給されます。

令和4年度の満額の老齢基礎年金額：777,800円／年

老齢基礎年金額(年額) = 777,800円 × 国民年金加入月数 / 480

◆ 国民年金保険料を納める期間

4 / 2 生まれの方：20歳の誕生月の4月分から、60歳の誕生月の前月である3月分まで、保険料を納付。

4 / 1 生まれの方：20歳の誕生月の前月3月分から、60歳の誕生月の前々月の2月分まで、保険料を納付（法律上は誕生日の前日に1つ歳をとったと考えるため）。

4 | 老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であった方が、基本 65 歳になったときに受給できる年金で、この 65 歳からの老齢厚生年金を「本来支給の老齢厚生年金」といいます。また、生年月日によっては、65 歳前に受け取ることができる「特別支給の老齢厚生年金」があります。

公務員として最後に加入した共済組合が東京都職員共済組合の場合は、国家公務員及び他の地方公務員共済組合の被保険者期間に係る老齢厚生年金も、東京都職員共済組合が取りまとめて支給します（受給開始年齢は P.94 を参照）。

1 老齢厚生年金の受給要件

ア 65 歳前の特別支給の老齢厚生年金の受給要件

- ① 支給開始年齢に達していること。
- ② 被用者年金の加入期間が 1 年以上であること。
- ③ 公的年金加入期間等が 10 年以上（平成 29 年 8 月より前は「25 年以上」）あること。

イ 65 歳以降の本来支給の老齢厚生年金受給要件

- ① 65 歳以上であること。
- ② 被用者年金の加入期間があること。
- ③ 公的年金加入期間等が 10 年以上（平成 29 年 8 月より前は「25 年以上」）であること。

2 老齢厚生年金の年金額

老齢厚生年金の年金額は、厚生年金保険被保険者月数と平均標準報酬月額及び平均標準報酬額をもとに計算されます。平成 27 年 10 月の被用者年金一元化後の老齢厚生年金の計算式は、一般厚年、公務員厚年、私学厚年はすべて同じになりました。一般厚年、公務員厚年、私学厚年に加入した期間の年金は、各々の加入期間に応じて、各々の機関が支給します。

また、厚生年金保険に加入する期間は、70 歳未満（70 歳の誕生日の前日の属する月の前月まで）です。

ア 報酬比例部分

厚生年金保険の加入期間及び過去の報酬等に応じて計算される年金です。平成 15 年 3 月までと平成 15 年 4 月以降で計算方法が異なります。下記の①と②の合計された金額が支給されます。

$$\text{報酬比例部分の年金額} = \text{① 平成15年3月以前の期間分の年金額} + \text{② 平成15年4月以降の期間分の年金額}$$

$$\text{① 平均標準報酬月額}^{\ast 1} \times 7.125/1000 \times \text{平成15年3月までの被保険者月数}$$

$$\text{② 平均標準報酬額}^{\ast 2} \times 5.481/1000 \times \text{平成15年4月以降の被保険者月数}$$

（上記の計算式は一元化後の厚生年金法に基づく計算式です。年金制度一元化前の地方公務員共済組合員期間における年金額の計算には、平均標準報酬月額及び平均標準報酬額のかわりに、平均給料月額^{※3}及び平均給与月額^{※4}を使用します）。

- ※1 平均標準報酬月額
「平成15年3月以前の被保険者であった期間の標準報酬月額の総額」を、「平成15年3月以前の被保険者期間の月数」で除した額。
- ※2 平均標準報酬額
「平成15年4月以後の被保険者であった期間の標準報酬月額及び標準賞与額（賞与額の1,000円未満を切り捨て、150万円を超える場合は150万円）の総額」を、「平成15年4月以降の被保険者期間の月数」で除した額。
- ※3 平均給料月額
「平成15年3月以前の掛金の基礎となった各月の給料額に手当率を乗じたものの総額」を、「平成15年3月以前の被保険者期間の月数」で除した額（ただし、昭和61年3月以前は引き続き5年間の給与で計算する等の特例あり）。
- ※4 平均給与月額
「平成15年4月から平成27年9月までの掛金の基礎となった各月の給料額に手当率を乗じたものの総額に期末手当等の総額を加えた合計額」を、「平成15年4月から平成27年9月までの被保険者期間の月数」で除した額。

イ 定額部分

65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受け取れる長期在職者特例、障害者特例に該当する方に支給される年金です。

定額部分は「定額単価」と「厚生年金保険被保険者月数」で計算され、本来65歳から受給できる「国民年金の老齢基礎年金」に相当する金額です。65歳になるまでの間、特例的に「特別支給の老齢厚生年金」に加算する形で支給されます。

$$\text{定額部分} = \text{定額単価}^{\ast} \times \text{被保険者月数}$$

※令和4年度の定額単価は1,621円です。

定額単価の計算に用いられる厚生年金保険被保険者月数は、一般厚年、公務員厚年、私学厚年のそれぞれの被保険者期間月数において「480月」の上限があります。

定額部分は、一般厚年、公務員厚年、私学厚年各々の加入期間に応じて、各々の制度から支給されます。定額単価は毎年度改定されます。

* 定額単価及び被保険者月数の上限は、昭和21年4月2日以降生まれの方に適用のものです。

ウ 加給年金額

加給年金額は、厚生年金保険の被保険者期間（共済組合員期間を含む）の合計が20年以上ある方が、65歳になったとき（又は定額部分を受け取ることができるようになったとき）に、その方に生計を維持されている配偶者や子がいるときに加算されます。

配偶者の場合は、65歳未満、年収850万円未満の場合に支給されます。子の場合は、18歳到達年度の末日までの間の子又は1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子に支給されます。

複数の老齢厚生年金を受け取っている場合には、加入期間が最も長い老齢厚生年金に加算されます。

加給年金額 (令和4年度の金額)	配偶者……………	388,900円
	第1・2子……………	223,800円
	第3子以降……………	74,600円

* 加給年金額は毎年度改定されます。加給年金額の配偶者の額は、年金受給者が昭和18年4月2日以降生まれの方の金額です。

ただし、配偶者が被用者年金に20年以上加入していて老齢厚生年金（共済年金）を受給できる場合及び障害年金を受け取っている場合には加給年金額は停止になります。

令和4年4月以降は、配偶者が在職中又は雇用保険基本手当（失業給付）の受給中で、老齢厚生年金（共済年金）が全額支給停止になっている場合でも、配偶者の加給年金額は支給停止されるようになりました。

エ 経過的加算

経過的加算は、65歳になったときに、老齢基礎年金の金額と定額部分の計算式で計算した金額との間に差が生じた場合に支給されます（この場合の定額部分の計算には、老齢基礎年金の計算期間に入れない「20歳前の期間」だけではなく「60歳～65歳未満の期間」も、被保険者月数としますが、上限が「480月」という規定はそのまま適用されます。）。

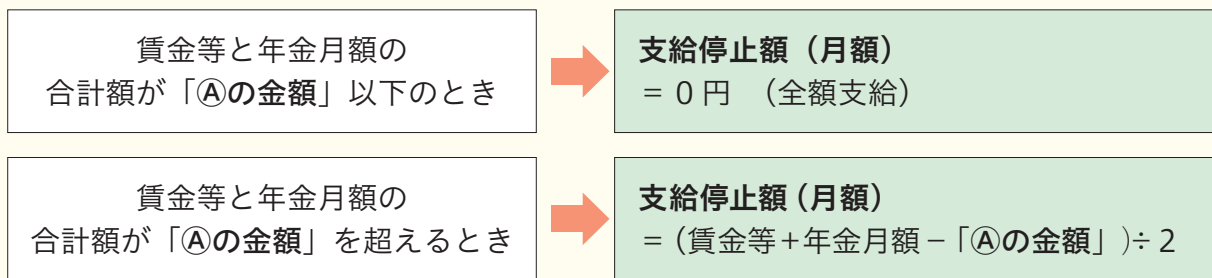
一般厚年、公務員厚年、私学厚年の各々の被保険者月数に対して計算され、各々の老齢厚生年金に加算される形で支給されます。

$$\text{経過的加算} = \text{定額部分の年金額} - 777,800\text{円} \times \frac{\text{20歳以上65歳未満の被保険者月数}}{480\text{月}}$$

5 | 在職老齢年金

在職老齢年金とは、老齢厚生年金を受給されている方が厚生年金保険の被保険者として働きながら受け取る老齢厚生年金のことです。

受取っている「賃金等^{※1}」及び老齢厚生年金の「年金月額^{※2}」に応じて、老齢厚生年金額の一部又は全額が支給停止になります（国会議員又は地方議会議員になった場合にも適用されます）。

◆ 令和4年4月以降の停止額^{※3}

「**①の金額**」は毎年度見直されます。令和4年度は47万円、令和5年度は48万円です。

- ※1 賃金等：「標準報酬月額」とその月以前1年間に受けた「標準賞与額を12等分」した額との合計額で、正式には「総報酬月額相当額」といわれます。
- ※2 年金月額：老齢厚生年金の報酬比例部分の金額を12等分した額で、正式には「基本月額」といわれます。
- ※3 65歳未満の方の令和4年3月以前の年金については、支給停止の計算方法が異なります。
- * 厚生年金の加入は70歳未満までとなっていますが、70歳以上の共済組合員及び民間会社の被用者（在職者）もこの制度の適用を受けます。

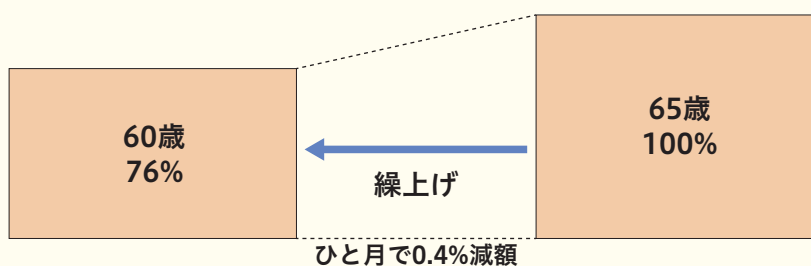
6 | 年金の繰上げ及び繰下げ

1 年金の繰上げ受給

65歳から受け取ることができる「老齢基礎年金」及び「本来支給の老齢厚生年金」は、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰上げすることによって、減額した年金を受け取ることができます。

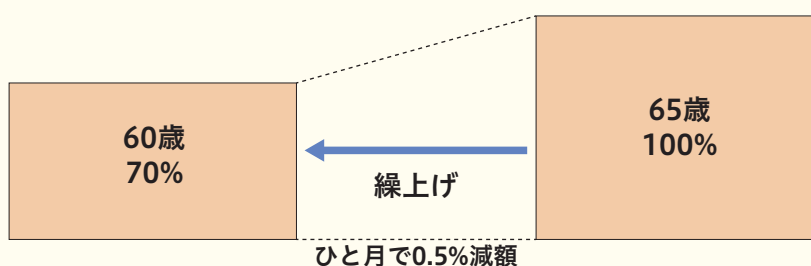
① 昭和37年4月2日以降生まれの方の繰上げ

昭和37年4月2日以降生まれの方のひと月の減額率は「0.4%」で、5年の繰上げで「最大24%」の減額率になります。



② 昭和37年4月1日以前生まれの方の繰上げ

昭和37年4月1日以前生まれの方のひと月の減額率は「0.5%」で、5年の繰上げで「最大30%」の減額率になります。



【繰上げの注意点】

繰上げをする場合には、以下の注意が必要です。

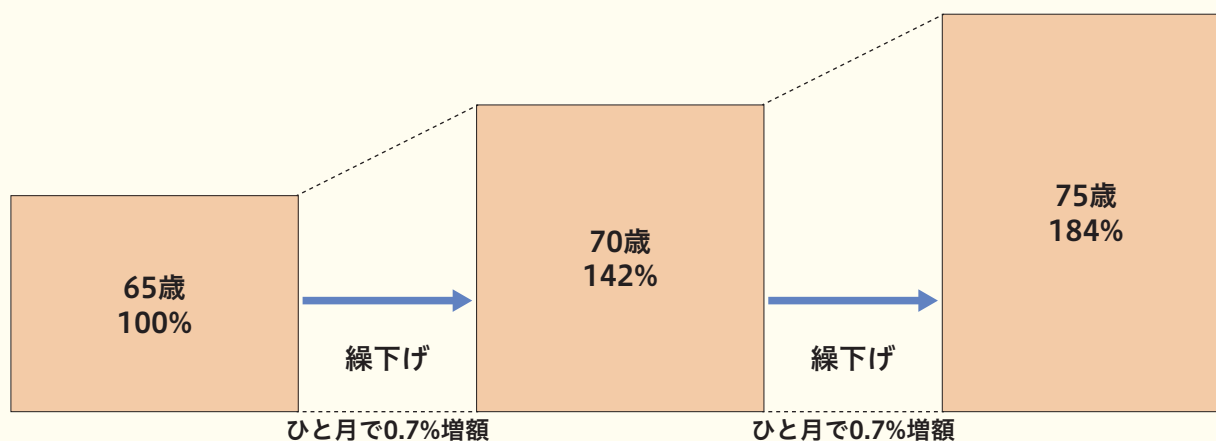
- 繰上げをする場合には、老齢基礎年金とすべての制度の老齢厚生年金（退職共済年金（経過的職域加算額）を含む）を同時に繰上げ請求する必要があります。
- 繰上げをした期間によって年金額は減額され、その減額率は一生変わりません。
- 繰上げ請求の老齢厚生年金は、請求日（繰上げ請求書の受付日）の翌月分からの受給となります。
- 年金を繰り上げて受給すると、障害者特例や長期在職者特例が適用されません。
- 65歳の誕生日の前々日まで請求ができる障害基礎年金及び障害厚生年金の請求はできなくなります。
- 遺族年金を受給できるようになった場合、65歳前は遺族年金と老齢年金のどちらかの選択になります。65歳以降に併給が可能になった場合でも繰上げによる減額率は変わりません。

2 年金の繰下げ受給

65歳から受け取ることができる「老齢基礎年金」及び「本来支給の老齢厚生年金」は、65歳で受け取らずに66歳以降に繰下げすることによって、増額した年金を受け取ることができます。「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」は別々に繰下げをすることができます。

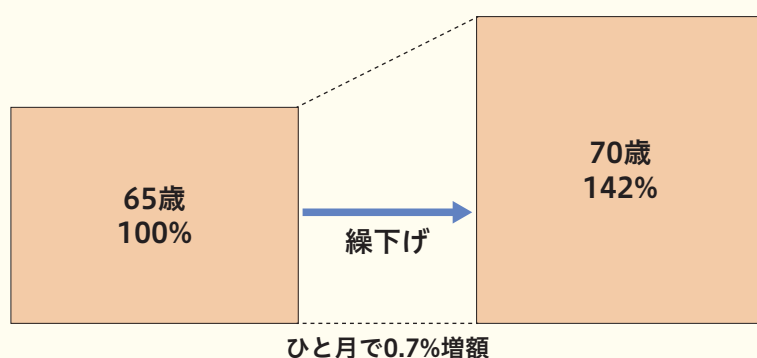
① 昭和27年4月2日以降生まれの方の繰下げ

繰下げの割増率はひと月で0.7%です。昭和27年4月2日以降生まれの方は、繰下げの上限年齢が75歳（権利が発生してから10年後）で、最大で84%の増額率になります。



② 昭和27年4月1日以前生まれの方の繰下げ

繰下げの割増率はひと月で0.7%です。昭和27年4月1日以前生まれの方は、繰下げの上限年齢が70歳（権利が発生してから5年後）までですので、最大で42%の割増率になります。



【繰下げの注意点】

- 繰下げは1年以上繰下げることが必要です（66歳以降で受け取れます）。
- 繰下げをした期間によって年金額は増額され、その増額率は一生変わりません。
- 繰下げた場合は、加給年金額は支給停止となりますが、加給年金額は割増にはなりません。
- 繰下げは65歳時点での年金額に対して計算されます。
- 65歳以降に厚生年金保険に加入していた期間がある場合や、70歳以降に厚生年金保険の適用事業所に勤務していた期間がある場合は、在職老齢年金制度により支給停止される額は増額の対象になりません。
- 65歳以降に年金を受け取る権利が発生した場合は、年金を受け取る権利が発生した月から繰下げ申出月の前月までの月数で計算します。
- 特別支給の老齢厚生年金は「繰下げ制度」はありません。特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢に達したときは速やかに請求してください。

7 | 再任用と年金の関係

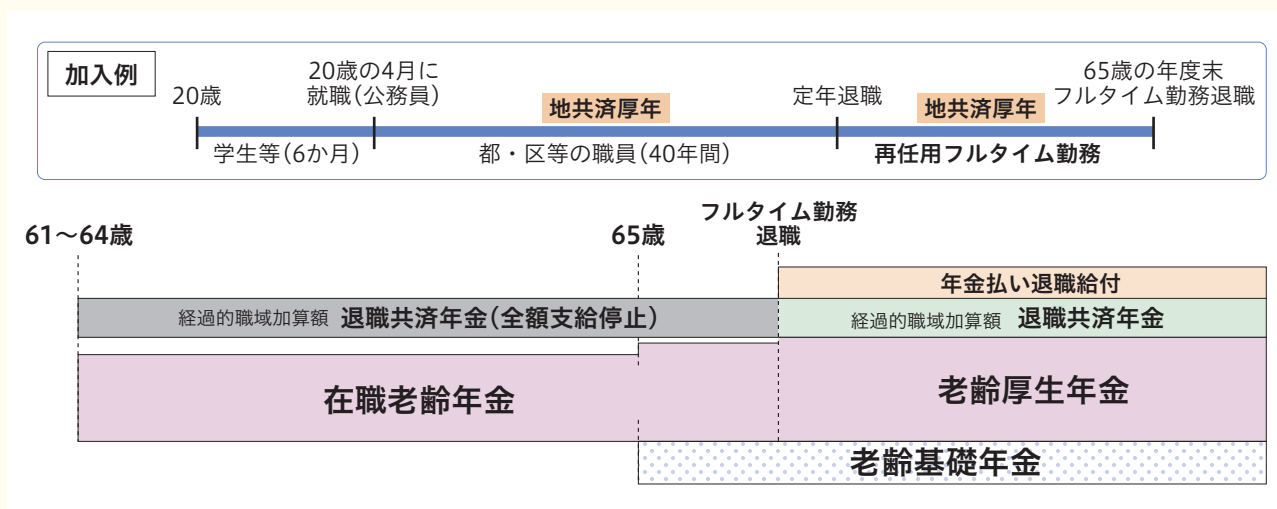
1 加入する年金制度

雇用形態 \ 年度制度名	第3号厚生年金 (地共済厚年)	第1号厚生年金 (一般厚年)
再任用フルタイム勤務	○	
再任用短時間勤務		○

2 年金の受給と停止の関係

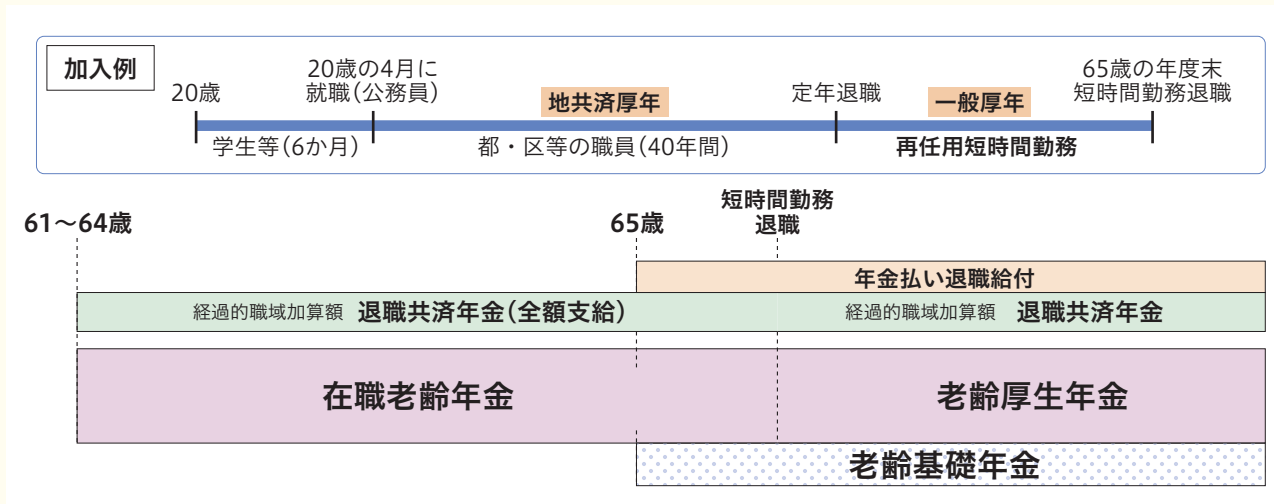
再任用フルタイム勤務の方と、再任用短時間勤務の方の年金受取りイメージは以下の通りです。老齢厚生年金は、東京都職員共済組合から支給する年金額のイメージです。

① 再任用フルタイム勤務の場合



- 経過的職域加算額の退職共済年金は、再任用フルタイム勤務中（公務員厚年加入中）は全額支給停止です。
- 年金払い退職給付は、退職後に受給開始となります。

② 再任用短時間勤務の場合



- 経過的職域加算額の退職共済年金は、再任用短時間勤務中（1号厚年加入中）は全額支給となります。
- 年金払い退職給付は、65歳時点で公務員厚年を退職しているため、65歳から受給開始となります。
- 一般厚年の受給開始年齢は、生年月日だけではなく、性別によっても異なります。
- 再任用短時間勤務となって初めて一般厚年に加入した場合で、受給開始年齢に達していた場合には、一般厚年加入1か月後に一般厚年の老齢厚生年金が受給できます。
- 公務員厚年はすでに退職しているため、東京都職員共済組合から支給する「老齢厚生年金」は増えませんが、一般厚年の「老齢厚生年金」は65歳時及び退職時に年金額が改定されます。

● **障害年金** (障害厚生年金・障害基礎年金・障害共済年金(経過的職域)・公務障害年金) ●

障害厚生年金は、共済組合員期間中に初診日のある傷病(病気・負傷)により、障害認定日^{*1}において、障害等級(1級から3級までのいずれか)に該当する程度の障害の状態になったときに支給されます。

さらに、①初診日が平成27年9月以前にある場合は障害共済年金(経過的職域)が、②障害等級が1級又は2級に該当する場合は障害基礎年金が併せて支給されます。

また、公務による傷病が原因で障害の状態になったときは、公務等障害共済年金(経過的職域)又は公務障害年金が支給されます。

◆ **障害の状態になったとき支給される年金**

	障害等級	
	1級・2級	3級
共済組合から支給	障害厚生年金	障害厚生年金
	障害共済年金(経過的職域) 【初診日が平成27年9月以前の方】	障害共済年金(経過的職域) 【初診日が平成27年9月以前の方】
	公務障害年金 【初診日が平成27年10月以降で、 公務災害認定された方】	公務障害年金 【初診日が平成27年10月以降で、 公務災害認定された方】
日本年金機構から支給	障害基礎年金	

◆ **支給される組合せ**

		障害等級 1級又は2級	障害等級 3級
初診日が平成27年9月以前	公務等(公務災害・通勤災害)によらない傷病	障害厚生年金 + 公務外障害共済年金(経過的職域) + 障害基礎年金	障害厚生年金 + 公務外障害共済年金(経過的職域)
	公務等(公務災害・通勤災害)による傷病	障害厚生年金 + 公務等障害共済年金(経過的職域) + 障害基礎年金	障害厚生年金 + 公務等障害共済年金(経過的職域)
初診日が平成27年10月以降	公務災害によらない傷病	障害厚生年金 + 障害基礎年金	障害厚生年金
	公務災害による傷病(通勤災害は対象外)	障害厚生年金 + 公務障害年金 + 障害基礎年金	障害厚生年金 + 公務障害年金

1 | 障害厚生年金

1 支給要件

障害厚生年金の請求方法には、「障害認定日による請求」と「事後重症による請求」とがあります。それぞれ次の支給要件に該当するときに支給されます。「障害認定日による請求」と「事後重症による請求」の年金額は同じですが、支給開始時期が異なります。

① 障害認定日による請求

障害認定日^{※1}に受給権（年金を受ける権利）が発生する年金です。

次のア～ウのすべてに該当する方は、障害認定日の属する月の翌月分から年金が支給されます。ただし、5年以上前の年金については、時効により受け取ることができません。

- ア 厚生年金の被保険者（共済組合員）である間に初診日があること。
- イ 障害認定日において、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に定める程度の障害の状態（1級、2級又は3級）に該当していること（P.119～121「障害等級表」参照）。
- ウ 初診日の前日において保険料納付要件^{※2}を満たしていること。

② 事後重症による請求

年金請求日（受付日）に受給権が発生する年金です。

上記①のイ要件について、障害認定日において1級、2級又は3級の障害の状態になかった方が、その後その症状が悪化して、65歳の誕生日の前々日までの間に1級、2級又は3級に該当する障害の状態になったときは、年金を請求した月の翌月分から年金が支給されます。これを「事後重症制度」といいます。他の要件は「障害認定日による請求」と同じです。

なお、「障害認定日による請求」では、障害認定日以降3か月以内の現症年月日の診断書が必要になります。当該診断書が用意できない場合は、「事後重症による請求」により請求することになります。「事後重症による請求」では、年金請求日以前3か月以内の現症年月日の診断書が必要になります。

※1 障害認定日とは、障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、又は1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

<初診日から起算して1年6か月を経過する前に障害認定日として取り扱う事例>

診断書	傷病が治った状態
聴覚等	喉頭全摘出
肢体	人工骨頭、人工関節を挿入置換
	切断又は離断による肢体の障害
	脳血管障害による機能障害
呼吸	在宅酸素療法
循環器 (心臓)	人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓
	CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換
腎臓	人工透析療法
他	人工肛門造設、尿路変更術
	新膀胱造設
	遷延性植物状態

※2 初診日の前日における保険料納付要件とは、次のア又はイに該当している必要があります。なお、20歳前に初診日がある場合は、初診日に係る保険料の納付要件は問われません。

ア 初診日のある月の前々月までの国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。

イ 初診日が令和8年4月1日前であるときは、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。

2 年金額

次の計算式により計算された額です。障害等級に応じて年金額が異なります。

障害等級	年金額
1級	<p>平成15年3月31日までの被保険者期間 (A)</p> <p>平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × (A) の期間月数 × 125/100</p> <p>+</p> <p>平成15年4月1日以後の被保険者期間 (B)</p> <p>平均標準報酬月額 × 5.481/1000 × (B) の期間月数 × 125/100</p> <p>+</p> <p>加給年金額</p>
2級	<p>平成15年3月31日までの被保険者期間 (A)</p> <p>平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × (A) の期間月数</p> <p>+</p> <p>平成15年4月1日以後の被保険者期間 (B)</p> <p>平均標準報酬月額 × 5.481/1000 × (B) の期間月数</p> <p>+</p> <p>加給年金額</p>
3級	<p>平成15年3月31日までの被保険者期間 (A)</p> <p>平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × (A) の期間月数</p> <p>+</p> <p>平成15年4月1日以後の被保険者期間 (B)</p> <p>平均標準報酬月額 × 5.481/1000 × (B) の期間月数</p>

* 当組合における障害厚生年金の一人当たり平均年額（令和3年度額）は、約85万円（障害等級1～3級の平均）です。

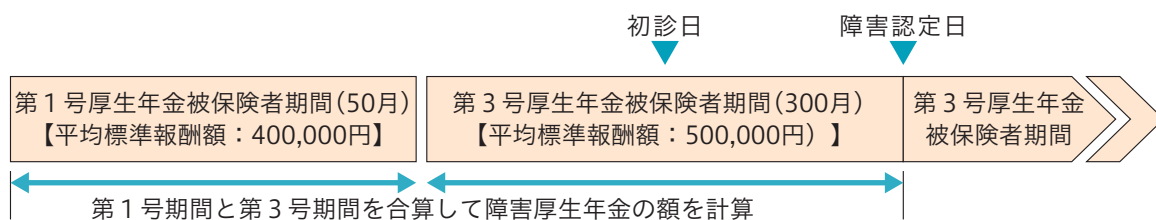
3 加給年金額

障害等級が1級又は2級の場合で、障害厚生年金受給権者によって生計を維持する65歳未満の配偶者がいるときは、加給年金額として223,800円（令和4年度額）が加算されます（子については、子の加算額として障害基礎年金に加算）。

なお、生計維持の要件は基本的に老齢厚生年金と同じですが、老齢厚生年金と異なり、障害厚生年金に係る加給年金額は、受給権を取得したときに生計を維持している配偶者がいなくとも、後に婚姻や収入要件等により生計を維持する配偶者を有することとなった場合には加算が行われます。

- (注1) 被保険者期間については、「障害認定日」が属する月まで加入していたすべての厚生年金保険の被保険者期間（共済組合員期間のほか、民間厚年加入期間も含む。）が年金額算定の対象期間となります。
- (注2) 2つ以上の種別の厚生年金保険の被保険者期間を有する方に係る障害厚生年金の額については、下記の計算事例のように、2つ以上の種別の被保険者期間を合算し、一つの種別の厚生年金被保険者期間のみを有するものとみなして計算します。
- (注3) 被保険者期間の月数が300月未満のときは、300月として算定します。
- (注4) 障害基礎年金が支給されない方（障害等級が3級である場合等）においては、上記計算式により算出した金額が583,400円より少ないときは、583,400円を年金額とします。（最低保障額：令和4年度）
- (注5) 傷病が公務災害に起因するものであっても、計算式は同じです。

◆ 2つ以上の厚生年金保険の被保険者種別を有する方に係る障害厚生年金の計算事例（障害等級3級の場合）



$$(400,000円 \times 5.481 / 1000 \times 50月) + (500,000円 \times 5.481 / 1000 \times 300月) = 931,770円$$

● 注意事項 ●

2つ以上の種別の厚生年金保険被保険者期間を有する方においては、初診日において加入していた年金実施機関（各共済組合・日本年金機構）がすべての被保険者期間分を取りまとめて決定手続（年金請求書受付・年金額決定及び支給）を行います。

■ 障害の程度が変わった場合の年金額の改定

- ① 受給権発生後においては、定期的に障害の程度の再審査を行います。再審査の結果、障害等級に変更が生じたときは、年金額が改定されます。
- ② 障害の程度が増進した場合は、共済組合に対し、年金額の改定を請求することができます。改定の請求は、次の場合に行うことができます。
 - ア 障害の程度の再審査を受けた日から1年を経過した日以降
* 再審査で等級に変更がない場合は1年を経過しなくても請求できます。
 - イ 年金受給権発生日から1年を経過した日以降
 - ウ 次の表に掲げる27種の障害については、1年を経過しなくても改定請求をすることができます。受給権発生日又は障害の程度の再審査日のどちらか遅い日以降に該当した場合に限ります。

No	障害の状態	
眼の障害		改定請求時の障害の等級
1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの	2 級 (3 級)
2	一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	2 級 (3 級)
3	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの	3 級
4	一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの	3 級
5	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの	2 級 (3 級)
6	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	2 級 (3 級)
7	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの	3 級
8	ゴールドマン型視野計による測定の結果、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1 / 2 視標による両眼の視野がそれぞれ 5 度以内のもの	3 級
9	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	3 級
聴覚・言語機能の障害		改定請求時の障害の等級
10	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	2 級 (3 級)
11	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの	3 級
12	咽頭を全て摘出したもの	3 級
肢体の障害		改定請求時の障害の等級
13	両上肢の全ての指を欠くもの	2 級 (3 級)
14	両下肢を足関節以上で欠くもの	2 級 (3 級)
15	両上肢の親指及び人差し指又は中指を欠くもの	3 級
16	一上肢の全ての指を欠くもの	3 級
17	両下肢の全ての指を欠くもの	3 級
18	一下肢を足関節以上で欠くもの	3 級
19	四肢又は手指若しくは足指が完全麻痺したもの（脳血管障害又は脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が 6 月を超えて継続している場合に限る） * 完全麻痺の範囲が広がった場合も含む	2 級 (3 級)
内部障害		改定請求時の障害の等級
20	心臓を移植したものの又は人工心臓（補助人工心臓を含む）を装着したもの	2 級 (3 級)
21	心臓再同期医療機器（心不全を治療するための医療機器をいう）を装着したもの	3 級
22	人工透析を行うもの（3 月を超えて継続して行っている場合に限る）	3 級
その他の障害		改定請求時の障害の等級
23	6 月を超えて継続して人工肛門を使用し、かつ、人口膀胱（ストーマの処置を行わないものに限る）を使用しているもの	3 級
24	人工肛門を使用し、かつ、尿路の変更処置を行ったもの（人工肛門を使用した状態及び尿路の変更を行った状態が 6 月を超えて継続している場合に限る）	3 級
25	人工肛門を使用し、かつ、排尿の機能に障害を残す状態（留置カテーテルの使用又は自己導尿（カテーテルを用いて自ら排尿することをいう）を常に必要とする状態をいう）にあるもの（人工肛門を使用した状態及び排尿の機能に障害を残す状態が 6 月を超えて継続している場合に限る）	3 級
26	脳死状態（脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態をいう）又は遷延性植物状態（意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が 3 月を超えて継続している場合に限る）となったもの	2 級 (3 級)
27	人工呼吸器を装着したもの（1 月を超えて常時装着している場合に限る）	2 級 (3 級)

③ 65歳以上の方の改定請求

3級の障害厚生年金を受けている方（65歳になるまでに過去に一度も1級・2級に認定されたことのない方）は、年金額の改定請求はできません。

■ 障害厚生年金の支給停止

障害の程度が減退して障害等級に該当しなくなったときは、障害等級に該当しない間、障害厚生年金の支給が停止されます。

障害の程度が増進したときは、共済組合に対し、改定の届をすることができます。

■ 障害厚生年金の失権

以下に該当したときは、障害厚生年金の受給権は消滅します。

- ① 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が、65歳に達したとき。ただし、65歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過していないときを除く。
- ② 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過したとき。ただし、3年を経過した日において、当該受給権者が65歳未満であるときを除く。

2 | 障害共済年金（経過的職域）【公務外・公務等】

1 支給要件

障害共済年金（経過的職域）は、次の①又は②の支給要件に該当するときに、障害厚生年金と併せて支給されます。

① 障害認定日による請求

次のア及びイに該当する方は、障害認定日の属する月の翌月分から年金が支給されます。

- ア 平成27年9月30日以前の共済組合員である間に初診日がある。
- イ 平成27年10月1日以後の障害認定日において、1級、2級又は3級に該当する障害の状態にある。

② 事後重症による請求

上記①のイ要件について、障害認定日において1級、2級又は3級の障害の状態になかった方が、その後その症状が悪化し、65歳の誕生日の前々日までの間に1級、2級又は3級に該当する障害の状態になったときは、年金を請求した月の翌月分から年金が支給されます。

2 年金額

次の計算式により計算された額です。障害等級に応じて年金額が異なります。

① 公務等によらない傷病に係る年金額

障害等級	年金額
1級	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの組合員期間 (A)} \\ & \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times (A) \text{ の期間月数} \times 125/100 \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)} \\ & \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times (B) \text{ の期間月数} \times 125/100 \end{aligned}$
2級 ・ 3級	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの組合員期間 (A)} \\ & \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times (A) \text{ の期間月数} \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)} \\ & \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times (B) \text{ の期間月数} \end{aligned}$

* 当組合における障害共済年金（経過的職域）の一人当たり平均年額（令和3年度額）は、約14.7万円です。

② 公務等による傷病に係る年金額

障害等級	年金額
1級	平成15年3月31日までの組合員期間 (A) $\left(\begin{array}{l} \text{平均給料月額} \times 12 \times 28.5/100 + \\ \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times (\text{組合員期間の月数} - 300) \times 125/100 \end{array} \right) \times \frac{\text{(A)の月数}}{\text{組合員期間の月数}}$ + 平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B) $\left(\begin{array}{l} \text{平均給与月額} \times 12 \times 21.923/100 + \\ \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times (\text{組合員期間の月数} - 300) \times 125/100 \end{array} \right) \times \frac{\text{(B)の月数}}{\text{組合員期間の月数}}$
	平成15年3月31日までの組合員期間 (A) $\left(\begin{array}{l} \text{平均給料月額} \times 12 \times 19/100 + \\ \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times (\text{組合員期間の月数} - 300) \end{array} \right) \times \frac{\text{(A)の月数}}{\text{組合員期間の月数}}$ + 平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B) $\left(\begin{array}{l} \text{平均給与月額} \times 12 \times 14.615/100 + \\ \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times (\text{組合員期間の月数} - 300) \end{array} \right) \times \frac{\text{(B)の月数}}{\text{組合員期間の月数}}$

*「公務等」とは、地方公務員災害補償基金から「公務災害」又は「通勤災害」の認定を受けている方に適用される年金です。

■ 最低保障額

上記計算式による年金額が、障害等級に応じた次のアからウまでに掲げる金額から厚生年金相当額（障害厚生年金受給権者が有する「障害厚生年金」、「老齢厚生年金」又は「遺族厚生年金」の額のうち最も高い額）を控除して得た額より少ないときは、当該金額（控除して得た額）を公務等障害共済年金（経過的職域）の額とします（令和4年度の最低保障額）。

ア 1級 4,136,000円

イ 2級 2,554,500円 - 厚生年金相当額 = 最低保障年金額

ウ 3級 2,311,300円

■ 傷病・障害補償年金との調整

地方公務員災害補償基金から「傷病補償年金」又は「障害補償年金」の支給を受けることになった場合（基金の傷病等級：1級～7級に該当）は、これらの補償年金が支給される間、公務等障害共済年金（経過的職域）の全部又は一部の支給が停止されます。

■ 障害の程度が変わった場合の年金額の改定、障害の状態に該当しない間の支給停止、障害の状態に該当しない場合の失権

障害厚生年金と同じ取扱いです。

■ 組合員である間の支給停止

障害共済年金（経過的職域）の受給権者が共済組合員であるときは、組合員である間、全額が支給停止になります。

3 | 障害基礎年金

1 支給要件

障害基礎年金は、初診日において次の①又は②に該当し③の要件を満たしている方が、障害認定日において1級又は2級の障害の状態にあるときに日本年金機構から支給されます。

- ① 国民年金被保険者であること*。
- ② 国民年金被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。
- ③ 初診日の前日において保険料納付要件（P.106～107参照）を満たしていること。

※ 厚生年金の被保険者は国民年金第2号被保険者ですが、老齢基礎年金を受給することのできる65歳以降においては、国民年金の第2号被保険者ではなくなります。そのため、65歳以降に初診日のある厚生年金被保険者（共済組合員）については、障害認定日に1級又は2級の障害の状態に該当したとしても、障害基礎年金は支給されず、1級又は2級の障害厚生年金のみ支給されます。

2 事後重症制度

障害認定日において1級又は2級の障害の状態になかったが、その後その症状が悪化し、65歳の誕生日の前々日までの間に、1級又は2級に該当する障害の状態になったときは、年金を請求した月の翌月分から年金が支給されます。

* 障害厚生年金の事後重症と同じ制度ですが、障害基礎年金には障害等級の3級がなく、また、障害基礎年金と障害厚生年金の障害等級は必ず一致します。そのため、3級の障害厚生年金を受給している方が65歳を過ぎてから症状が増進し、1級又は2級に該当する障害の状態になったとしても、障害基礎年金を受給することはできず、障害厚生年金が1級又は2級に増進改定することはありません（P.105～106参照）。

3 年金額

令和4年度額

- 障害等級1級 972,250円（2級：777,800×1.25）
- 障害等級2級 777,800円
- 子の加算額（18歳到達年度の末日までの子又は20歳未満で1・2級の障害の状態にある子）
2人までは1人につき 223,800円
3人目からは1人につき 74,600円

■ 障害の程度が変わった場合の年金額の改定、障害の状態に該当しない間の支給停止、障害の状態に該当しない場合の失権
障害厚生年金と同じ取扱いです。

■ 20歳前に初診日がある傷病による障害基礎年金について

20歳前に初診日のある障害については、20歳に達したときに支給される障害基礎年金と20歳に達する前から支給される障害基礎年金があります。

① 20歳に達したときから支給される障害基礎年金

国民年金に加入していない20歳未満の期間中に初診日がある方については、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳到達日において、障害認定日が20歳到達日以後であるときはその障害認定日において、1級又は2級の障害の状態にあるときに障害基礎年金が支給されます。

国民年金未加入者の年金であるため、前年の所得が政令で定める一定額を超える場合は、年金額の全部又は一部が支給停止されます。

② 20歳未満の障害認定日から支給される障害基礎年金

20歳未満の初診日において厚生年金被保険者（共済組合員）であった方については、国民年金第2号被保険者であるため、障害認定日において1級又は2級の障害の状態にあるときは、20歳未満であっても障害厚生年金と併せて障害基礎年金が支給されます。①のように前年の所得額に応じて支給停止されることはありません。

4 | 障害手当金**① 支給要件**

障害手当金は、病気にかかり、又は負傷した方で、その傷病に係る初診日において厚生年金の被保険者（共済組合員）であった方が、初診日から起算して5年以内にその傷病が治った日において、その傷病により軽度の障害の状態（P.119～121「障害等級表」参照）にあるときに支給される一時金です。

障害厚生年金と同様に、保険料納付要件を満たしている必要があります。

② 障害手当金の額

障害等級3級の障害厚生年金額の2倍に相当する額です。

③ 支給調整

障害の程度を定める日に次のいずれかに該当する方には、障害手当金は支給されません。

- ① 年金の受給権者（1～3級の障害の状態に該当しなくなった日から3年を経過した障害基礎年金、障害厚生年金の受給権者で、今も障害の状態に該当しない者を除く。）
- ② 同一傷病についての地方公務員災害補償法による障害補償の受給権者

■ 障害手当金の請求手続

障害手当金を単独で請求することはできません。

障害厚生年金を請求していただき、障害の程度を審査した結果、障害手当金に該当する障害の程度と認定された場合に支給されます。

なお、初診日から起算して5年以内に傷病が治癒（症状固定）していることが支給要件なので、傷病手当金が適用される事例は稀です。

5 | 公務障害年金（年金払い退職給付）

公務障害年金は、公務により病気にかかり、又は負傷した方で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であった方が1級～3級の障害の状態にある場合に、障害厚生年金と併せて支給されます。

公務等障害共済年金（経過的職域）と異なり、「通勤災害」は対象となりません。

1 支給要件

次の①又は②の支給要件に該当するときに、障害厚生年金と併せて支給されます。

① 障害認定日による請求

次のアからウのすべてに該当する方は、障害認定日の属する月の翌月分から年金が支給されます。

- ア 地方公務員災害補償基金から「公務災害」の認定を受けている。
- イ 平成27年10月1日以後の共済組合員である間に初診日がある。
- ウ 障害認定日において、1級、2級又は3級に該当する障害の状態にある。

② 事後重症による請求

上記①のウ要件について、障害認定日において1級、2級又は3級の障害の状態になかった方が、その後その症状が悪化し、65歳の誕生日の前々日までの間に1級、2級又は3級に該当する障害の状態になったときは、年金を請求した月の翌月分から年金が支給されます。

2 年金額

次の計算式により計算された額です。

$$\text{① 公務障害年金算定基礎額} \div \text{② 公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢に応じた終身年金原価率} \times \text{③ 調整率}$$

① 公務障害年金算定基礎額は、次のアとイの合計額です。

ア 給付算定基礎額^{※1} × 5.334（障害等級1級の場合は8.001） ÷ 組合員期間月数^{※2} × 300

イ 給付算定基礎額^{※1} $\left[\begin{array}{l} \text{障害等級1級の場合は} \\ \text{給付算定基礎額に} \\ \text{1.25を乗じて得た額} \end{array} \right] \div \text{組合員期間月数}^{\text{※2}} \times \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間月数}^{\text{※2}} \\ \text{(300月以下のときは300月)} \end{array} \right] - 300\text{月}$

※1 給付算定基礎額は、公務障害年金受給権者が退職年金の受給権者である場合、次のとおりとなります。

- (1) 組合員期間^{※2}が10年未満の場合
⇒ 公務障害年金の給付事由が生じた日における終身退職年金算定基礎額 × 4
- (2) 組合員期間^{※2}が10年以上の場合
⇒ 公務障害年金の給付事由が生じた日における終身退職年金算定基礎額 × 2

※2 組合員期間は、平成27年10月1日以降の期間となります。

- ② 終身年金原価率は、年齢が64歳に満たないときは、64歳（当分の間、59歳に満たないときは59歳）に応じた終身年金原価率で計算されます。
- ③ 調整率 = 公務障害年金を支給する各年度における国民年金法の改定率 ÷ 公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率

■ 最低保障額

上記計算式による年金額が、障害等級に応じた次のアからウまでに掲げる金額から厚生年金相当額（障害厚生年金受給権者が有する「障害厚生年金」、「老齢厚生年金」又は「遺族厚生年金」の額のうち最も高い額）を控除して得た額より少ないときは、当該金額（控除して得た額）を公務障害年金の額とします。（令和4年度の最低保障額）

ア	1級	4,136,000円	} - 厚生年金相当額 = 最低保障年金額
イ	2級	2,554,500円	
ウ	3級	2,311,300円	

■ 傷病・障害補償年金との調整

地方公務員災害補償基金から「傷病補償年金」又は「障害補償年金」の支給を受けることになった場合（基金の傷病等級：1級～7級に該当）は、公務等障害共済年金（経過的職域）の場合と異なり、地方公務員災害補償基金が支払う「傷病補償年金」又は「障害補償年金」が減額調整されます。

■ 組合員である間の支給停止

公務障害年金の受給権者が共済組合員であるときは、組合員である間、全額が支給停止になります。

6 | 厚生年金被保険者である間の支給停止について

障害厚生年金及び障害基礎年金は、在職中（厚生年金に加入）の方にも支給されます。総報酬月額相当額に応じた支給額調整は行われません。ただし、公務員共済組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金（経過的職域）及び公務障害年金の全額が支給停止になります。

受給年金 厚生年金加入種別	障害厚生年金	障害基礎年金	障害共済年金 (経過的職域)	公務障害年金
第1号厚生年金被保険者	全額支給	全額支給	全額支給	全額支給
第2・3号厚生年金被保険者 (公務員共済組合員)	全額支給	全額支給	(全額停止)	(全額停止)
第4号厚生年金被保険者 (私学共済)	全額支給	全額支給	全額支給	全額支給

7 | 障害年金請求手続

1 請求先

平成 27 年 10 月 1 日（被用者年金制度の一元化法施行日）以降に受給権が発生する老齢厚生年金（「退職共済年金（経過的職域）」を含む。）及び遺族厚生年金（「遺族共済年金（経過的職域）」を含む。）については、各年金実施機関（各共済組合・日本年金機構）で統一した請求様式を使用し、どの年金実施機関においても年金請求手続を行うことができるようになりました。

しかし、障害厚生年金（「障害共済年金（経過的職域）」を含む。）及び公務障害年金の年金請求については、ワンストップサービスの対象外とされていますので、必ず、初診日において加入していた年金実施機関（各共済組合・日本年金機構）に年金請求をしてください。

なお、障害基礎年金については、初診日において加入していた年金実施機関が障害厚生年金と併せて年金請求の事務処理を行います。

2 請求時の事前確認

傷病の状況を確認した上で請求書等を送付しますので以下に連絡をお願いします。

0 5 7 0 - 0 3 - 4 1 6 5 【ナビダイヤル】

◆ 主な確認事項

- ・ 職員番号 ・ 氏名 ・ 初診日 ・ 傷病名 ・ 電話番号
- ・ 納付要件を満たしているか
- ・ 医療機関等で「初診日」の証明が受けられるか
- ・ 請求方法（障害認定日による請求又は事後重症による請求）

* メールにて問合せをする場合は、件名を【障害年金の請求について】とし、上記（主な確認事項）を記入してください。

* 来庁し相談される場合は事前に日時の予約をお願いします。

予約がなく来庁された場合は対応できないことがありますのでご承知おきください。

● 注意事項 ●

- 初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。
- 障害認定日とは、障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、又は1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。
- 障害厚生年金等の障害の等級は障害者手帳の等級とは異なります。
- 傷病手当金を受給している場合は、請求日によって傷病手当金の返還となる場合があります。
- 傷病の原因が公務上の場合は提出書類が通常とは異なります。

3 請求時の提出書類の留意点

① 初診日の証明書

障害厚生年金の請求に当たっては、初診日を証明する書類（初診時の医療機関が作成した「受診状況等証明書」）の提出が必要です。医療機関が閉鎖されたり、カルテが保存期間5年を経過しているなどにより破棄されて初診日を証明する書類を提出できない場合は、たとえ1～3級に該当する障害の状態にあったとしても、障害年金を請求することはできません。厚生年金の被保険者（共済組合員）である間に初診日があることが障害厚生年金の支給要件であるため、初診日については厳格な審査を行います。

なお、「受診状況等証明書」を提出することができない場合であっても、複数の資料を提出することにより、請求者が申し立てている初診日が認められる場合があります。具体的には、次の条件を満たしていることが必要です。

- ア 初診日について、複数の第三者（同僚・友人・民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考となる書類が提出され、第三者証明の信憑性が高いと認められたとき。
- イ 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出されたとき。

② 診断書

障害年金を請求するには、障害年金請求用「診断書」を添付する必要があります。診断書には、具体的な障害の程度が明確に判断できるよう8種類の様式があります。

- ア 眼の障害用（様式第120号の1）
- イ 聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用（様式第120号の2）
- ウ 肢体の障害用（様式第120号の3）
- エ 精神の障害用（様式第120号の4）
- オ 呼吸器疾患の障害用（様式第120号の5）
- カ 循環器疾患の障害用（様式第120号の6-(1)）
- キ 腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用（様式第120号の6-(2)）
- ク 血液・造血器・その他の障害用（様式第120号の7）

③ その他添付書類

診断書のみで障害の程度を審査することが難しい場合は、必要に応じて診療録（写）等の提出をお願いしています。

4 再審査の手続

- おおむね誕生月の3か月前の月末に診断書、日常生活に関する申立書（精神を除く）を送付いたしますので期日までに提出をお願いします。
- 診断書内の現症年月日は、誕生月の前3か月以内となっていることが必要です。
- 診断書が未提出の場合、障害年金が支給停止になることがあります。

5 障害の状態が重くなった場合の提出書類

- ① 請求書
- ② 診断書（診断書内の現症年月日は、請求日の前3か月以内となっていることが必要です。）

8 | 障害等級表

1 国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1 級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの <p>2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2 級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの <p>2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p>

2 級	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考

* 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2 厚生年金保険法施行令別表第1

障害の程度	障害の状態
3 級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が、40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
	9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 両下肢の10趾の用を廃したもの
	12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考

* 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

* 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

* 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

* 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

3 厚生年金保険法施行令別表第2〔障害手当金〕

障害の程度	障害の状態
障害 手 当 金	1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
	2 1眼の視力が0.1以下に減じたもの
	3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
	5 両眼の調節機能及び輻輳（ふくそう）機能に著しい障害を残すもの
	6 1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
	7 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
	8 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
	9 脊柱の機能に障害を残すもの
	10 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	11 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	12 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
	13 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
	14 一上肢の2指以上を失ったもの
	15 一上肢のひとさし指を失ったもの
	16 一上肢の3指以上の用を廃したもの
	17 ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
	18 一上肢のおや指の用を廃したもの
	19 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
	20 一下肢の5趾の用を廃したもの
	21 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考

- *1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- *2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- *3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- *4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- *5 趾の用を廃したものとは、第1趾を末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

● 遺族年金（遺族厚生年金・遺族基礎年金・遺族共済年金（経過的職域）・公務遺族年金） ●

遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者（共済組合員は第3号被保険者。以下同じ。）又は被保険者であった方（支給要件は1-2を参照のこと。）の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた「遺族」に対して支給されます。

また、子のある配偶者又は子が遺族である場合は「遺族基礎年金」が、平成27年9月以前の共済組合員期間がある方が死亡した場合は「遺族共済年金（経過的職域）」が、併せて支給されます（子の範囲は1-1を参照のこと。）。

なお、死亡の原因となった公務による傷病に係る初診日（公務負傷発生日）が平成27年10月以後にある場合は、「公務遺族年金」が支給されます。

◆ 遺族に支給される年金の種類

	遺 族		
	子のある配偶者又は子	子のない配偶者	父母・孫・祖父母
共 済 組 合 か ら 支 給	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金
	中高齢寡婦加算額(遺族が妻の場合) 【遺族基礎年金受給中は支給停止】	中高齢寡婦加算額 (遺族が妻の場合)	
	遺族共済年金(経過的職域) 【平成27年9月以前の 共済組合員期間分】	遺族共済年金(経過的職域) 【平成27年9月以前の 共済組合員期間分】	遺族共済年金(経過的職域) 【平成27年9月以前の 共済組合員期間分】
	公務遺族年金* 【初診日(公務負傷発生日) が平成27年10月以降】	公務遺族年金* 【初診日(公務負傷発生日) が平成27年10月以降】	公務遺族年金* 【初診日(公務負傷発生日) が平成27年10月以降】
日本年金機構 か ら 支 給	遺族基礎年金		※ 公務遺族年金が支給される場合は、公務等遺族共済年金 (経過的職域)は支給されません。

◆ 支給される組合せ

		子のある配偶者	子のない配偶者
初診日が平成27年9月以前にある傷病が原因で、平成27年10月以降死亡	公務等(公務災害又は通勤災害)によらない死亡	遺族厚生年金 + 公務外遺族共済年金(経過的職域) + 遺族基礎年金	遺族厚生年金 + 公務外遺族共済年金(経過的職域)
	公務等(公務災害又は通勤災害)による死亡	遺族厚生年金 + 公務等遺族共済年金(経過的職域) + 遺族基礎年金	遺族厚生年金 + 公務等遺族共済年金(経過的職域)
初診日が平成27年10月以降にある傷病が原因で、平成27年10月以降死亡	公務災害によらない死亡	遺族厚生年金 + 公務外遺族共済年金(経過的職域) + 遺族基礎年金	遺族厚生年金 + 公務外遺族共済年金(経過的職域)
	公務災害による死亡	遺族厚生年金 + 公務遺族年金 + 遺族基礎年金	遺族厚生年金 + 公務遺族年金
	通勤災害による死亡	遺族厚生年金 + 公務等遺族共済年金(経過的職域) + 遺族基礎年金	遺族厚生年金 + 公務等遺族共済年金(経過的職域)

1 | 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者（共済組合員）又は被保険者（共済組合員）であった方が、下記②支給要件（P.125 参照）のいずれかに該当したときに、その方によって生計を維持されていた「遺族」に支給されます。

1 遺族とは

「遺族」とは、厚生年金被保険者（共済組合員）又は被保険者（共済組合員）であった方の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた次の①～④に該当する方をいいます（次ページ「生計維持関係の認定基準」参照）。

遺族は、①～④の順に優先順位が定められており、遺族厚生年金の支給を受けるには、生計維持関係のある「遺族」として認定される必要があります。

上位順位の遺族が遺族厚生年金を受けると、後順位の遺族は遺族厚生年金を受けられません。また、上位順位者の死亡等により受給権（年金を受ける権利）が消滅したとしても、後順位の方に遺族厚生年金の権利が移ることはありません。

① 配偶者と子

配偶者と子は同順位です。

ア 配偶者が「夫」の場合は、厚生年金被保険者（共済組合員）又は被保険者であった方の死亡の当時、55歳以上である方に限ります。

イ 「子」の場合は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間（通常は高校3年生の3月末日）にある未婚の子、又は障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある20歳未満の未婚の子に限ります。

② 父母（配偶者及び子がない場合）

厚生年金被保険者（共済組合員）又は被保険者であった方の死亡の当時、55歳以上である方に限ります。

③ 孫（配偶者、子及び父母がない場合）

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある未婚の孫、又は障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある20歳未満の未婚の孫に限ります。

④ 祖父母（配偶者、子、父母及び孫がない場合）

厚生年金被保険者（共済組合員）又は被保険者であった方の死亡の当時、55歳以上である方に限ります。

(注1) ②から④の遺族については、遺族が2人以上の場合、年金額を受給権者の数で除した金額をそれぞれの遺族に支給します。

(注2) 配偶者については、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

(注3) 子、父母については、養子、養父母も含まれます。（養子縁組者）

◆ 生計維持関係の認定基準

遺族に係る生計維持関係の認定基準は、厚生労働省により次のとおり定められています。

1 生計同一に関する認定要件

① 生計維持認定対象遺族が配偶者又は子の場合

- ア 住民票上同一世帯に属しているとき。
- イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき。
- ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき。
 - イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき。
 - (a) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。
 - (b) 定期的に音信、訪問が行われていること。

② 生計維持認定対象遺族が父母、孫、祖父母の場合

- ア 住民票上同一世帯に属しているとき。
- イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき。
- ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき。
 - イ 生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき。

③ 認定の方法

生計同一を証明する書類の提出が必要です。法律婚による配偶者であっても、死亡した方と住民票上の住所が異なる場合は、申立書、理由書、その他の証明書類をご提出いただき、住民票上の住所が異なっていたことが止むを得ない事情によるものであること及び生計を同じくしていたことの審査を行います。

* 生計維持関係の認定基準では、死亡した方と遺族の住所が住民票上同一であることを生計同一関係認定の原則としています。

そのため、死亡した方と遺族が別居していた（住民票上の住所が異なる）場合は、経済的援助（生活費の送金）や定期的な音信・訪問を証明する書類が必要になることがありますので、十分ご注意ください。

2 収入に関する認定要件

生計維持認定対象遺族には、収入に関する要件があります。厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる方については、遺族として認定することができません。次のいずれかの収入要件に該当することが必要です。

- ア 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であること。
- イ 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること。
- ウ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記ア及びイに該当すること。
- エ 前記のア、イ又はウに該当しないが、定年退職等の事情により、近い将来（おおむね5年6か月以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められること。

2 支給要件

厚生年金の被保険者（共済組合員）又は被保険者（共済組合員）であった方が、次の①から⑤のいずれかに該当する場合に、「遺族」に支給されます。

- ① 厚生年金被保険者（共済組合員）が死亡したとき（在職死亡）。
- ② 厚生年金被保険者（共済組合員）であった方が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から起算して5年を経過する日に死亡したとき。
- ③ 障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金、平成27年9月以前に決定した既裁定の障害共済年金又は昭和61年3月以前に決定した旧法の障害年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢厚生年金、平成27年9月以前に決定した既裁定の退職共済年金若しくは昭和61年3月以前に決定した旧法の退職年金等の受給権者又は被保険者期間等（国民年金・厚生年金の保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間等）が25年以上ある方が死亡したとき。
- ⑤ 上記要件①と②に該当する場合は、次の保険料納付要件を満たしていること。
 - ア 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。
 - イ 死亡日が令和8年4月1日前であるときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。

3 年金額

支給要件の「①②③」と「④」は、それぞれ年金額の計算方法が異なります。①②③の要件を「短期要件」、④の要件を「長期要件」といいます。

「短期要件」と「長期要件」の両方に該当する場合は、短期要件①②③の該当状況、死亡した方の生年月日、共済組合員期間などを考慮のうえ、年金額が有利な（決定額が多い）要件を適用して遺族厚生年金を決定します。

短期要件と長期要件の計算例は下記のとおりです。

受給権発生要件	年 金 額
支給要件 ①②③ 【短期要件】	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの被保険者期間 (A)} \\ & \text{平均標準報酬月額} \times 7.125/1000 \times (A) \text{ の期間月数}^{\ast 1} \times 3/4 \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日以後の被保険者期間 (B)} \\ & \text{平均標準報酬月額} \times 5.481/1000 \times (B) \text{ の期間月数}^{\ast 1} \times 3/4 \end{aligned}$
支給要件 ④ 【長期要件】	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの被保険者期間 (A)} \\ & \text{平均標準報酬月額} \times 7.125/1000^{\ast 2} \times (A) \text{ の期間月数} \times 3/4 \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日以後の被保険者期間 (B)} \\ & \text{平均標準報酬月額} \times 5.481/1000^{\ast 2} \times (B) \text{ の期間月数} \times 3/4 \end{aligned}$

※1 短期要件①～③の被保険者期間月数について

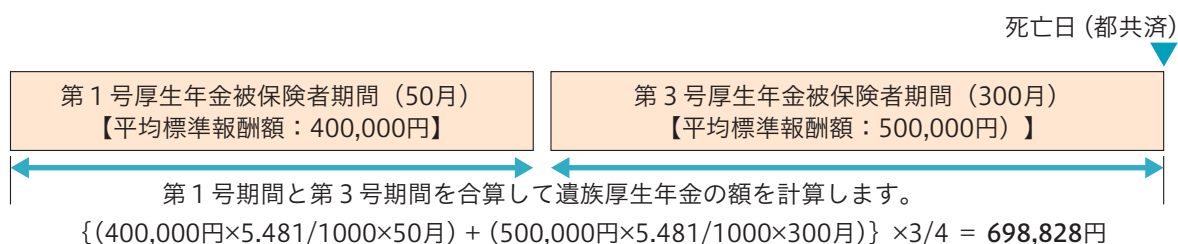
ア 厚生年金被保険者期間が300月に満たないときは、300月として計算します。

イ 2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方の死亡に係る「短期要件」の遺族厚生年金においては、死亡した方が有していた2つ以上の厚生年金被保険者期間を合算し、一つの種別の厚生年金被保険者期間のみを有するものとみなして年金額を計算します。

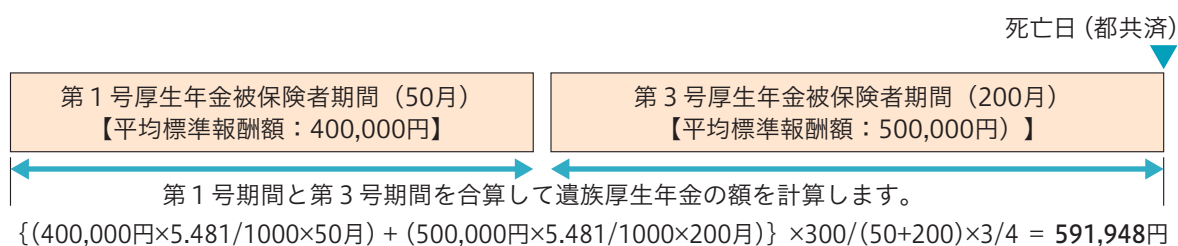
この場合においては、「短期要件」に該当していた年金実施機関（各共済組合・日本年金機構）において他の年金実施機関の加入期間分も含めて年金額が算定され、遺族厚生年金が支給されます。

◆ 2つ以上の厚生年金保険の被保険者種別を有する方の死亡に係る遺族厚生年金の計算事例

● 短期要件の①在職死亡で算定した場合



● 短期要件の①在職死亡で、厚生年金保険期間が300月に満たないとき



● 注意事項 ●

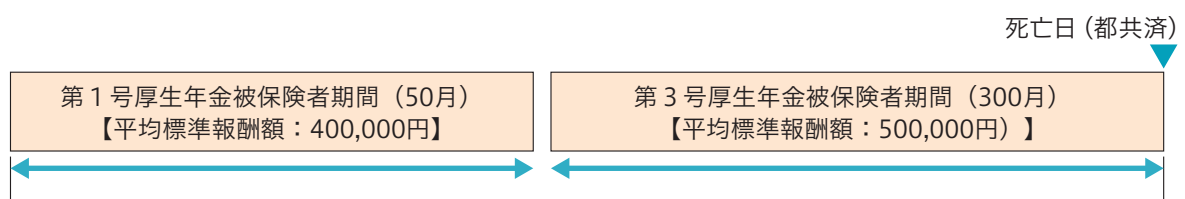
厚生年金第3号被保険者（都共済）加入中の在職死亡のため、遺族厚生年金の決定事務及び年金支給は、都共済が行います。

※2 長期要件④の給付乗率等について

- ア 死亡した方の生年月日が昭和21年4月1日以前である場合、生年月日に応じた給付乗率の経過措置が設けられています。(高齢の方ほど年金額は高くなります)
具体的には、平成15年3月31日までの期間については9.5/1000～7.125/1000、平成15年4月1日以降の期間は7.308/1000～5.481/1000です。
- イ 短期要件のような300月保障はなく、実組合員月数で計算されます。
- ウ 2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方の死亡に係る「長期要件」の遺族厚生年金においては、死亡した方が有していた第1号から第4号までの各号の被保険者期間ごとに、各号の年金実施機関がそれぞれ年金額を決定し、支給します。

◆ 2つ以上の厚生年金保険の被保険者種別を有する方の死亡に係る遺族厚生年金の計算事例

● 長期要件④で算定した場合



- 第1号厚生年金保険被保険者期間(50月)に係る遺族厚生年金 ⇒ 日本年金機構が決定事務及び年金支給を行います。 $(400,000 \text{円} \times 5.481/1000 \times 50 \text{月}) \times 3/4 = 82,215 \text{円}$
- 第3号厚生年金保険被保険者期間(300月)に係る遺族厚生年金 ⇒ 都共済が決定事務及び年金支給を行います。 $(500,000 \text{円} \times 5.481/1000 \times 300 \text{月}) \times 3/4 = 616,613 \text{円}$

■ 中高齢寡婦加算額

遺族厚生年金の受給権者である妻が65歳に達するまでの間、加算されます。加算の要件は次のとおりです。

① 死亡した夫の要件

- ア 短期要件による死亡であること。
- イ 長期要件による死亡の場合は、厚生年金の被保険者期間(第1号～第4号期間の合計)が20年以上であること。

② 受給権者である妻の要件

- ア 夫の死亡の当時、40歳以上65歳未満であること。
- イ 夫の死亡の当時40歳未満であるが、夫の死亡時から生計同一の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子がいること。

③ 加算額

583,400円(令和4年度額)

④ 2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する夫が死亡した場合(長期要件による決定)

加入期間が最も長い年金実施機関の遺族厚生年金に加算されます。加入期間が同じ場合は、第1号期間～第4号期間の優先順で加算されます。

⑤ 支給停止

遺族基礎年金が支給されているときは、その間、支給が停止されます。

* 妻が65歳になると、昭和31年4月1日以前生まれの妻には、生年月日に応じて決められた「経過的寡婦加算額」が引き続き支給されます。

■ 遺族厚生年金の支給停止

① 年齢による支給停止

夫、父母又は祖父母については、60歳に達するまで遺族厚生年金の支給が停止されます。ただし、遺族基礎年金の受給権を有する夫については、支給が停止されません。

② 同順位者である配偶者と子の間の支給停止

配偶者と子が受給権を有する場合は、配偶者を優先します。子に対する遺族厚生年金は全額支給停止されます。

■ 遺族厚生年金の失権

① 一般的な失権

遺族厚生年金の受給権者が、次のいずれかに該当したときは、遺族厚生年金を受給する権利を失います。

- ア 死亡したとき（次順位の遺族に転給しません。）。
- イ 婚姻したとき（事実婚を含みます。）。
- ウ 直系血族及び直系姻族以外の養子となったとき（届け出をしていない事実上養子縁組関係を含みます。）。
- エ 離縁によって親族関係が終了したとき。

② 子又は孫のみに係る失権

子又は孫が、次のいずれかに該当したときは、受給する権利を失います。

- ア 子又は孫が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
- イ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子又は孫について、障害の程度が減退し、1級又は2級に該当しなくなったとき。
- ウ 障害等級の1級又は2級に該当する障害状態にある子又は孫が20歳に達したとき。

③ 若年配偶者（妻）に係る失権

受給権者が30歳未満の妻である場合は、次のいずれかに定める日から起算して5年を経過したときは、受給する権利を失います。

- ア 受給権を取得した当時において30歳未満である妻が、同一の支給事由による遺族基礎年金の受給権を有しないとき（子がない場合）は、遺族厚生年金の受給権を取得した日（夫が死亡した日）から5年を経過したとき。
- イ 遺族厚生年金と同一の支給事由による遺族基礎年金の受給権を有する妻が、30歳に達する日前に遺族基礎年金の受給権が消滅したとき（遺族に該当する子がいなくなったとき）は、消滅した日から5年を経過したとき。

2 | 遺族共済年金（経過的職域）【公務外・公務等】

遺族共済年金（経過的職域）は、平成 27 年 10 月以後において、平成 27 年 9 月以前の共済組合員期間を有する共済組合員又は共済組合員であった方が下記 2 支給要件のいずれかに該当するとき、遺族厚生年金と併せてその方の遺族に支給されます。

1 遺族の範囲について

遺族厚生年金に係る遺族と同じです（前記のとおり）。

2 支給要件

- ① 共済組合員が死亡したとき（在職死亡）。
- ② 共済組合員であった方が、退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により、初診日から起算して 5 年を経過する日前に死亡したとき。
- ③ 障害等級が 1 級若しくは 2 級に該当する障害の状態にある障害共済年金（経過的職域）、平成 27 年 9 月以前に決定した既裁定の障害共済年金又は昭和 61 年 3 月以前に決定した旧法の障害年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 退職共済年金（経過的職域）、平成 27 年 9 月以前に決定した既裁定の退職共済年金若しくは昭和 61 年 3 月以前に決定した旧法の退職年金等の受給権者又は組合員期間等（組合員期間、国民年金・厚生年金の保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間等）が 25 年以上ある方が死亡したとき。
- ⑤ 上記要件①と②に該当する場合は、次の保険料納付要件を満たしていること。
 - ア 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が 3 分の 2 以上あること。
 - イ 死亡日が令和 8 年 4 月 1 日前であるときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納期間がないこと。

3 年金額

遺族厚生年金と同様に、支給要件の「①②③」（短期要件）と「④」（長期要件）は、それぞれ年金額の計算方法が異なります。

「短期要件」と「長期要件」の両方に該当する場合は、短期要件①②③の該当状況、死亡した方の共済組合員期間などを考慮の上、年金額が有利な（決定額が多い）要件を適用して遺族共済年金（経過的職域）を決定します。

短期要件と長期要件の計算例は後記のとおりです。

① 公務等によらない死亡に係る年金額

受給権発生要件	年金額
支給要件 ①②③ 【短期要件】	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの組合員期間 (A)} \\ & \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times (\text{A}) \text{の期間月数}^{\ast 1} \times 3/4 \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)} \\ & \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times (\text{B}) \text{の期間月数}^{\ast 1} \times 3/4 \end{aligned}$
支給要件 ④ 【長期要件】	$\begin{aligned} & \text{平成15年3月31日までの組合員期間 (A)} \\ & \text{平均給料月額} \times \left\{ \begin{array}{l} 1.425/1000 \text{ (組合員期間 20年以上の方)}^{\ast 2} \\ 0.713/1000 \text{ (組合員期間 20年未満の方)}^{\ast 2} \end{array} \right\} \times (\text{A}) \text{の期間月数} \times 3/4 \\ & + \\ & \text{平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)} \\ & \text{平均給与月額} \times \left\{ \begin{array}{l} 1.096/1000 \text{ (組合員期間 20年以上の方)}^{\ast 2} \\ 0.548/1000 \text{ (組合員期間 20年未満の方)}^{\ast 2} \end{array} \right\} \times (\text{B}) \text{の期間月数} \times 3/4 \end{aligned}$

■ 公務外遺族共済年金（経過的職域）の減額経過措置

令和7年10月1日以後に受給権が発生する遺族共済年金（経過的職域）は、毎年10月を切り替え月として2.5%ずつ決定年金額が引き下げられることになっています。最後の引き下げが行われるのは、令和16年10月以降に受給権発生する年金です。

	受給権発生年月	死亡した方が受給していた退職共済年金（経過的職域）に対する支給割合
遺族共済年金（経過的職域）	令和7年9月以前	75.0%
	令和7年10月～令和8年9月	72.5%
	令和8年10月～令和9年9月	70.0%
	令和9年10月～令和10年9月	67.5%
	令和10年10月～令和11年9月	65.0%
	令和11年10月～令和12年9月	62.5%
	令和12年10月～令和13年9月	60.0%
	令和13年10月～令和14年9月	57.5%
	令和14年10月～令和15年9月	55.0%
	令和15年10月～令和16年9月	52.5%
	令和16年10月以降	50.0%

② 公務等による死亡に係る年金額

受給権発生要件	年金額
支給要件 ①②③④ 【短期・長期要件】	平成15年3月31日までの組合員期間 (A)
	平均給料月額 × 3.206/1000 × (A) の期間月数 ^{※1}
	+
	平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間 (B)
	平均給与月額 × 2.466/1000 × (B) の期間月数 ^{※1}

※「公務等」による年金額は、地方公務員災害補償基金から「公務災害」又は「通勤災害」の認定を受けている方に適用されます。ただし、初診日が平成27年10月以降にある傷病が原因で平成27年10月以降に死亡された「公務災害」については、公務遺族年金が支給されます。

※1 短期要件①～③の被保険者期間月数について

組合員期間の月数が300月に満たないときは、300月として計算します。

※2 長期要件④の給付乗率等について

ア 死亡した方の生年月日が昭和21年4月1日以前である場合、生年月日に応じた給付乗率の経過措置が設けられています。(高齢の方ほど年金額は低くなります。)

具体的には、平成15年3月31日までの期間については0.475/1000～1.425/1000(20年以上)、0.238/1000～0.713/1000(20年未満)、平成15年4月1日以降の期間は0.365/1000～1.096/1000(20年以上)、0.183/1000～0.548/1000(20年未満)です。

イ 短期要件のような300月保障はなく、実加入月数で計算されます。

■ 最低保障額

上記計算式による年金額が、1,033,900円から厚生年金相当額(P.112「公務等障害共済年金(経過的職域)」参照)を控除して得た額より少ないときは、当該金額(控除して得た額)を公務等遺族共済年金(経過的職域)の額とします。(令和4年度の最低保障額)

■ 遺族補償年金との調整

地方公務員災害補償基金から「遺族補償年金」の支給を受けることになった場合は、当該遺族補償年金が支給される間、公務等遺族共済年金(経過的職域)の全部又は一部の支給が停止されます。

■ 遺族共済年金(経過的職域)の支給停止

遺族厚生年金と同じです。

■ 遺族共済年金(経過的職域)の失権

遺族厚生年金と同じです。

3 | 遺族基礎年金

1 支給要件

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者又は被保険者であった方が、次の要件に該当したときに、死亡した方の配偶者又は子に日本年金機構から支給されます。

- ① 国民年金被保険者が死亡したとき^{*}。
- ② 国民年金被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である方が死亡したとき。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が25年以上である方に限ります。）が死亡したとき。
- ④ 保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が25年以上である方が死亡したとき。
- ⑤ 上記要件①と②に該当する場合は、次の保険料納付要件を満たしていること。
 - ア 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。
 - イ 死亡日が令和8年4月1日前であるときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。

※ 厚生年金の被保険者は国民年金第2号被保険者ですが、老齢基礎年金を受給することのできる65歳以降においては、国民年金の第2号被保険者ではなくなります。

2 遺族の範囲について

遺族基礎年金を受給することができる遺族は、被保険者の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた配偶者又は子です。父母、孫及び祖父母には支給されません。

生計維持関係の認定基準は、遺族厚生年金と同じです。

① 配偶者の要件

死亡した方の配偶者であって、次の②に該当する子と生計を同じくしていること（配偶者が夫の場合であっても、老齢厚生年金のような「被保険者の死亡時55歳以上」の年齢要件はありません。）。

② 子の要件

死亡した方の子であって、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある未婚の子、又は障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある20歳未満の未婚の子。

3 年金額

① 配偶者の受給額

（令和4年度額）

区分	基本額	加算額	合計額
子が1人	777,800円	223,800円	1,001,600円
子が2人	777,800円	447,600円	1,225,400円
子が3人	777,800円	522,200円	1,300,000円

② 子の受給額

（令和4年度額）

区分	基本額	加算額	合計額
子が1人	777,800円	なし	777,800円
子が2人	777,800円	223,800円	1,001,600円
子が3人	777,800円	298,400円	1,076,200円

4 | 公務遺族年金（年金払い退職給付）

公務遺族年金は、共済組合員又は共済組合員であった方が、次の**1**支給要件のいずれかに該当するとき、その遺族に支給されます。

公務等遺族共済年金（経過的職域）と異なり、「通勤災害」は支給対象となりません。

1 支給要件

死亡の原因となった公務障害に係る初診日（初診日がない場合には、当該公務傷病の発した日）が平成27年10月以後である場合で、次の**1**～**3**の支給要件に該当するときに、遺族厚生年金と併せて支給されます。

- 1** 共済組合員が公務傷病により死亡したとき。
- 2** 共済組合員であった方が、退職後に、組合員であった間に初診日がある公務傷病により初診日から起算して5年を経過する日に死亡したとき。
- 3** 障害等級が1級又は2級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡したとき。

＊ **2****3**の支給要件について

1年以上の引き続き共済組合員期間があり、かつ、国民年金の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が25年以上ある方については、上記**2**と**3**の支給要件は次のとおりとなります。

- 2** 共済組合員であった方が、退職後に、組合員であった間に初診日がある公務傷病により死亡したとき。
- 3** 障害等級（1級～3級）に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡したとき。

2 遺族の範囲について

遺族厚生年金に係る遺族と同じですが、消防職員については遺族の特例措置があります。

消防職員が生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において火災の鎮火等一定の職務を遂行し、そのため公務傷病により死亡した場合には、その死亡した方と生計を同じくしていた遺族については、次の特例が適用されます。

- 1** 収入に関する認定要件に当てはまらなくても、遺族に該当するものとされます。
- 2** 夫、父母及び祖父母については、「組合員の死亡時55歳以上」の要件が適用されません。
- 3** 1級・2級の障害の状態にある子又は孫については、20歳に達しても受給権は消滅しません。

3 年金額

次の計算式により計算された額です。

$$\text{① 公務遺族年金算定基礎額} \div \text{② 死亡日における年齢に応じた終身年金原価率} \times \text{③ 調整率}$$

① 公務遺族年金算定基礎額は、次のアとイの合計額です。

ア 組合員期間が 300 月以上の場合 給付算定基礎額^{※1} × 2.25

イ 組合員期間が 300 月未満の場合 給付算定基礎額^{※1} × 2.25 ÷ 組合員期間月数^{※2} × 300

※1 給付算定基礎額は、公務遺族年金受給権者が退職年金の受給権者である場合、次のとおりとなります。

(1) 組合員期間^{※2}が 10 年未満の場合 ⇒ 死亡日における終身退職年金算定基礎額 × 4

(2) 組合員期間^{※2}が 10 年以上の場合 ⇒ 死亡日における終身退職年金算定基礎額 × 2

※2 組合員期間は、平成 27 年 10 月 1 日以降の期間となります。

② 終身年金原価率は、年齢が 64 歳に満たないときは、64 歳（当分の間、59 歳に満たないときは 59 歳）に応じた終身年金原価率で計算されます。

③ 調整率 = 公務障害年金を支給する各年度における国民年金法の改定率 ÷ 公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率

最低保障額

上記計算式による年金額が、1,033,900 円から厚生年金相当額（P.112 参照）を控除して得た額より少ないときは、当該金額（控除して得た額）を公務遺族年金の額とします。（令和 4 年度の最低保障額）

公務遺族年金支給停止

遺族厚生年金と同じです。

公務遺族年金の失権

遺族厚生年金と同じです。

5 | 厚生年金被保険者である間の支給について

遺族厚生年金、遺族共済年金（経過的職域）、遺族基礎年金及び公務遺族年金は、厚生年金加入中（第 1 号～第 4 号被保険者）の遺族の方にも全額支給されます。

6 | 遺族厚生年金・遺族共済年金(経過的職域)の受給者の方が老齢年金の受給権を有する場合

[遺族厚生年金（1 号～4 号）・遺族共済年金（経過的職域）]（以下「遺族年金」といいます。）と自分自身の [老齢厚生年金（1 号～4 号）・退職共済年金（経過的職域）]（以下「老齢年金」といいます。）の受給権を有する遺族においては、受給時の年齢（65 歳未満時・65 歳以上時）によって受給する方法が異なります。

1 遺族年金受給権者が 65 歳未満のとき

遺族年金と老齢年金の年金額を比較し、受給する金額が多い方を選択することになります。（併給調整の制度により、両方受給することはできません。）

2 遺族年金受給権者が65歳以上のとき

① 一般原則

制度上、遺族年金と老齢年金のいずれかを選択することができなくなり、自分自身の老齢年金を優先して受給することになります^{※1}。

この場合において、遺族年金の額が老齢年金の額を上回るときは、その差額分が遺族年金として支給されます。

② 受給権者が配偶者である場合

①による老齢年金優先受給の一般原則が適用されますが、受給権者が配偶者の場合は、遺族年金の額の算定に当たって複雑な計算を行います。年金額算定の結果次第ですが、65歳未満のときと65歳以上のときとで遺族年金の年金額が異なることがあります。

遺族年金の受給権発生年齢が65歳未満であるときは、65歳到達時に遺族年金の額の見直し計算が行われます。

③ 受給権者が配偶者である場合の遺族年金の算定方法

次のア又はイのいずれか多い額を遺族年金の額として決定します。(計算式の詳細は前記のとおりです。なお、経過的職域の共済年金については、受給する年金の組み合わせによっては下記イと異なる計算方法になることがあります。)

ア 合算遺族給付

死亡者に係る『老齢厚生年金(第1号～第4号)』×3/4 + 死亡者に係る『退職共済年金(経過的職域)』×3/4

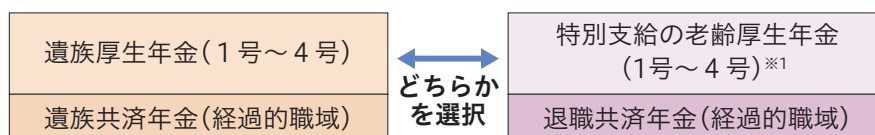
イ 次のアとイを合算した額

ア) アの額(合算遺族給付)×2/3

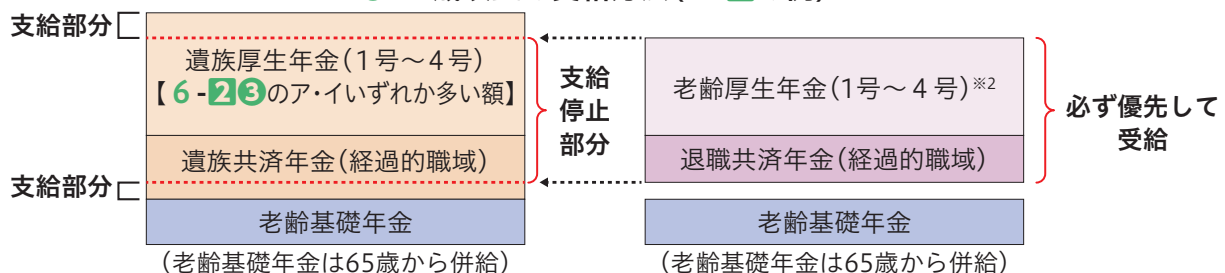
イ) 遺族(配偶者)に係る『老齢厚生年金(第1号～第4号)』×1/2 + 遺族(配偶者)に係る『退職共済年金(経過的職域)』×1/2

◆ 給付の構成図

● 60～64歳の受給方法(6-1の例)



● 65歳以上の受給方法(6-2の例)



※1 遺族に退職共済年金(経過的職域)が無いとき(2号、3号期間が無い場合)は、老齢年金を選択した場合においても遺族共済年金(経過的職域)は全額支給されます。

※2 遺族である妻が65歳以上において優先して受給することになる老齢厚生年金や退職共済年金(経過的職域)については、厚生年金(共済組合)に加入することにより、その全部又は一部が支給停止(在職老齢年金等)になることがありますが、この場合においても、遺族年金の支給停止相当額が変わることはありません。

◆ 遺族厚生年金の計算実例（妻が受給権者の場合）〔年金払い退職給付を除く。〕

1 夫婦がともに65歳以上で元公務員であった場合の受給例

① 死亡した夫が受けていた年金

ア 老齢厚生年金：1,530,000円 報酬比例部分：1,500,000円；経過的加算（P.99参照：30,000円）

イ 退職共済年金（経過的職域）：270,000円

ウ 老齢基礎年金：777,800円

（合計年金額：2,577,800円）

* 夫が死亡すると、老齢厚生年金の経過的加算：3万円と老齢基礎年金：777,800円は失権します。

② 妻（昭和31年4月2日以後生まれ）が受けていた年金

ア 老齢厚生年金：1,360,000円

イ 退職共済年金（経過的職域）：240,000円

ウ 老齢基礎年金：777,800円

（合計年金額：2,377,800円）

③ 夫婦2人の合計年金額

2,577,800円（①）+ 2,377,800円（②）= 4,955,600円

④ 妻が受ける遺族年金の額

ア 遺族厚生年金

ア 基本額：1,125,000円（1,500,000円（①ア）×3/4）

イ 老齢1/2 + 遺族2/3 = 1,430,000円（680,000円（②ア）×1/2）+ 750,000円（④ア）×2/3）

* ア < イ のため、1,430,000円で決定

イ 遺族共済年金（経過的職域）

ア 基本額：202,500円（270,000円×3/4）

イ 老齢1/2 + 遺族2/3 = 255,000円（120,000円（②イ）×1/2）+ 135,000円（④イ）×2/3）

* ア < イ のため、255,000円で決定

ウ 妻が受ける遺族年金合計額

1,685,000円（④のア+イの額）

エ 遺族年金支給停止額（優先して支給される老齢給付）

1,600,000円（②のア+イの額）

オ 遺族年金差引支給額（ウ - エ）

85,000円支給（遺族厚生年金：70,000円；遺族共済年金（経過的職域）：15,000円）

⑤ 妻が受給する年金総額

2,462,800円（エ + オ + 老齢基礎年金）

⑥ 世帯収入（減収率）

（⑤ - ③）÷ ③ = ▲ 50.3%

* 夫・妻が民間老齢厚生年金を受給していた場合等はより複雑になりますが、おおむねこの方式で算定されます。

2 夫婦がともに65歳以上で、妻が専業主婦（厚生年金加入歴なし）の受給例

夫の条件を**1**と同じとし、妻は老齢基礎年金のみ受給

- 1** 夫が受けていた年金額合計 2,577,800 円
- 2** 妻が受けていた年金額合計 777,800 円
- 3** 夫婦2人の合計年金額 3,355,600 円
- 4** 妻が受ける遺族年金の額 1,327,500 円 (1,125,000 円 (**4ア**ア) + 202,500 円 (**4イ**ア))
- 5** 妻が受給する年金総額 2,105,300 円 (**4** + 老齢基礎年金)
- 6** 世帯収入（減収率）
 $(5 - 3) \div 3 = \blacktriangle 37.3\%$

7 | 年金請求手続（請求先）

平成27年10月1日（被用者年金制度の一元化法施行日）以降に受給権が発生する被用者年金（障害年金を除く。）については、各年金実施機関（各共済組合・日本年金機構）で統一した請求様式を使用し、いずれの年金実施機関でも年金請求手続を行うことができるようになりました。

遺族年金はワンストップサービスの対象とされていますので、最寄りの共済組合又は年金事務所に請求することができます。1か所の年金窓口で請求手続をすれば、すべての種別（1号～4号）の遺族厚生年金の決定が行われます。

経過の職域加算額（共済年金）

経過の職域加算額は、一元化改正前の職域年金相当部分（3階部分）が被用者年金制度の一元化に当たり廃止されたことに伴い、平成27年9月までの組合員期間を有する方に対して、経過措置として共済組合が支給するものです。

1 | 経過の職域加算額（共済年金）の種類

経過の職域加算額の年金には、老齢、障害、遺族の給付があり、それぞれに正式名称がありますが、年金証書等には下記の共済年金名称が記載されています。

老齢年金 退職共済年金（経過の職域）

障害年金 障害共済年金（経過の職域）

遺族年金 遺族共済年金（経過の職域）

（正式名称：旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付、旧職域加算遺族給付）

2 | 退職共済年金（経過の職域）

退職共済年金（経過の職域）は、下記の支給要件を満たしたときに、一元化前の平成27年9月までの共済組合員期間に係る年金を支給します。

1 | 支給要件

ア 65歳前の特別支給の退職共済年金（経過の職域）の受給要件

- ① 共済年金の支給開始年齢に達していること。
- ② 公的年金加入期間等が10年以上（平成29年8月より前は「25年以上」）であること。
- ③ 平成27年9月以前に1年以上の公務員組合員期間があること。

イ 65歳以降の本来支給の退職共済年金（経過の職域）の受給要件

- ① 65歳以上であること。
- ② 公的年金加入期間等が10年以上（平成29年8月より前は「25年以上」）であること。
- ③ 平成27年9月以前に1年以上の公務員共済組合員期間があること[※]。

※ 本来支給に関しては、平成27年9月までの1年未満の公務員組合員期間と当該期間に引き続く厚生年金被保険者期間（公務員厚年に限る）とを合算した期間が1年以上ある場合には、1年以上あるものとみなす。

2 年金額の計算

退職共済年金 (経過職域)	=	① 平成15年3月以前の 期間分の年金額	+	② 平成15年4月から平成27年9月 までの期間分の年金額
------------------	---	-------------------------	---	----------------------------------

① 平均給料月額 ^{※3} ×	$\left[\begin{array}{l} 1.425/1000 \\ \text{(組合員期間20年以上)} \\ 0.713/1000 \\ \text{(組合員期間20年未満)} \end{array} \right]$	×	共済組合員月数 平成15年3月まで
--------------------------	--	---	----------------------

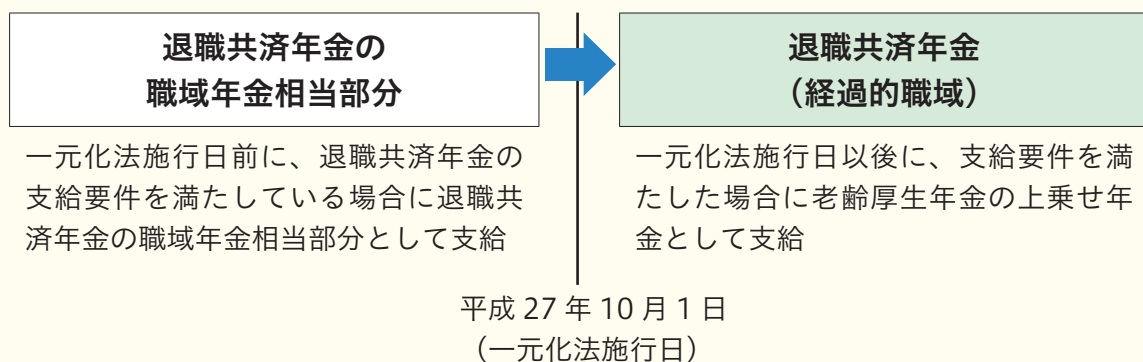
② 平均給与月額 ^{※4} ×	$\left[\begin{array}{l} 1.096/1000 \\ \text{(組合員期間20年以上)} \\ 0.548/1000 \\ \text{(組合員期間20年未満)} \end{array} \right]$	×	共済組合員月数 平成15年4月から 平成27年9月まで
--------------------------	--	---	-----------------------------------

※3、※4はP.98の※3、※4を参照。

3 退職共済年金の職域年金相当部分から退職共済年金（経過職域）への移行

平成27年10月1日時点で65歳未満であり、一元化改正前に特別支給の退職共済年金の受給権を有している場合には、65歳までは引き続き「退職共済年金の職域年金相当部分」が支給されます。

65歳以降は本来支給の老齢厚生年金の上乗せの年金として、退職共済年金（経過職域）の名称で支給されます。



3 | 障害共済年金（経過職域）

「障害共済年金（経過職域）」は、初診日が平成27年9月以前の共済組合員期間中にある場合であって、障害厚生年金（障害共済年金）が支給されるときに、併せて支給されます（詳しくはP.111を参照）。

4 | 遺族共済年金（経過職域）

「遺族共済年金（経過職域）」は平成27年9月までの共済組合員期間がある方が死亡した場合に支給されます。平成27年10月以降の公務災害（通勤災害を除く）による死亡の場合で「公務遺族年金（年金払い退職給付）」が支給される場合には、支給されません（詳しくはP.129を参照）。

5 | 経過的職域加算額の給付の制限

1 給付制限について

経過的職域加算額の「退職共済年金（経過的職域）」及び「障害共済年金（経過的職域）」は、組合員又は年金受給権者が、禁錮以上の刑や停職以上の懲戒処分を受けた場合又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合には、給付が制限されます（一元化前に発生した退職共済年金及び障害共済年金の職域年金相当部分も同様に給付が制限されます）。

なお、禁錮以上の刑に処せられて、その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた方が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、一部停止になっていた金額を遡って支給します。

また、給付制限を受けた方が死亡した場合には、その方の遺族が受給する遺族厚生年金の給付については、給付の制限は適用されません。

2 給付制限の期間及び制限額

組合員及び組合員であった方が以下の①～④のいずれかに該当した場合、各給付に対して、給付制限を行います。

給付制限は、給付の制限を開始すべき月から、併給調整、在職停止等により経過的職域加算額の支給を停止されている月を除き、通算して「60月」に達するまでの間に限って行われます。

ただし、禁錮刑の執行中は全額支給停止となります。

区分	制限額の計算式
① 禁錮以上の刑	退職共済年金 (経過的職域)の額 $\times \frac{50}{100}$ $\left(\text{禁錮刑の執行中} \frac{100}{100} \right)$
② 懲戒免職処分	退職共済年金 (経過的職域)の額 $\times \frac{\text{懲戒免職処分による退職に引き続く組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{50}{100}$
③ 停職処分	退職共済年金 (経過的職域)の額 $\times \frac{\text{停職処分を受けた組合員期間の月数}^{**}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{25}{100}$
④ 退職手当支給制限等処分	退職共済年金 (経過的職域)の額 $\times \frac{\text{退職手当支給制限等処分に係る組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{50}{100}$

※ 停職期間は1か月以上のもので、勤務した日があった月は対象となりません。

年金払い退職給付

「年金払い退職給付[※]」は、被用者年金制度の一元化に当たり共済年金の「職域年金相当部分（3階部分）」が廃止されたことに伴い、平成27年10月から新たな年金制度として創設されたもので、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料（掛金）で積み立てる「積立方式」による給付です。「年金払い退職給付」には、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

※「年金払い退職給付」の法律上の名称は「退職等年金給付」です。

1 | 年金払い退職給付の概要

- ① 「年金払い退職給付」は公的年金ではなく、退職給付の一部で民間の企業年金に相当するものです。
- ② 退職年金の半分は「有期年金」、半分は「終身年金」として支給されます。
- ③ 有期年金の支給期間は10年又は20年を選択できます（一時金の選択もできます。）。
- ④ 退職年金は原則として65歳から支給されますが、条件を満たせば、繰上げ、繰下げをすることもできます。繰上げ、繰下げをする場合は「有期年金（又は一時金）」「終身年金」を同時にすることが必要です。
- ⑤ 平成27年10月からの組合員期間について適用されます。
- ⑥ 本人死亡の場合は、終身部分は終了しますが、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。
- ⑦ 公務災害（通勤災害を除く）に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に「公務障害年金」、「公務遺族年金」が支給されます。
- ⑧ 受給中に在職者となった場合は支給停止となります。
- ⑨ 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。

2 | 保険料（掛金）と負担金

「年金払い退職給付」に要する費用は、組合員の保険料である「掛金」と、使用者（公共団体）が負担する「負担金」で賄われます。

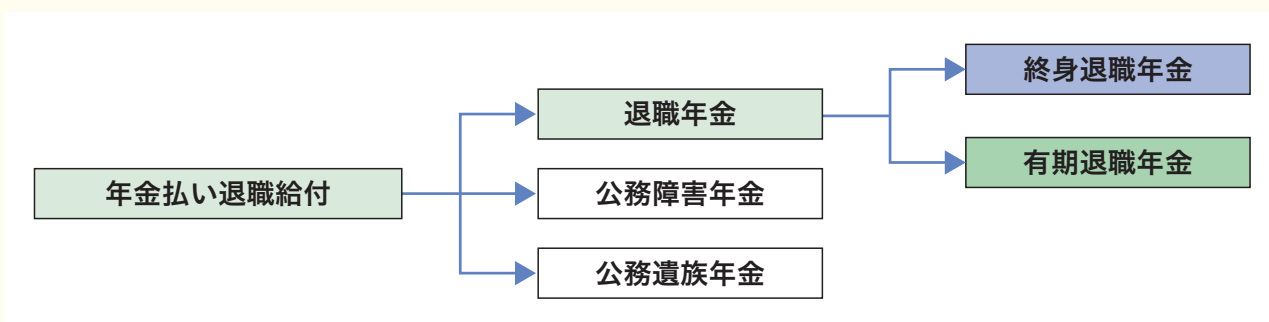
掛金及び負担金は、標準報酬月額及び標準賞与額等の額をもとに算出されますが、組合員の「掛金率」、使用者の「負担金率」は以下の通りです。

◆ 年金払い退職給付の掛金率と負担金率

掛金率	0.75%
負担金率	0.75%

3 | 年金払い退職給付の種類

「年金払い退職給付」には、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。「公務障害年金」、「公務遺族年金」は公務災害（通勤災害を除く）の場合に支給されます。



4 | 退職年金

1 退職年金の受給要件

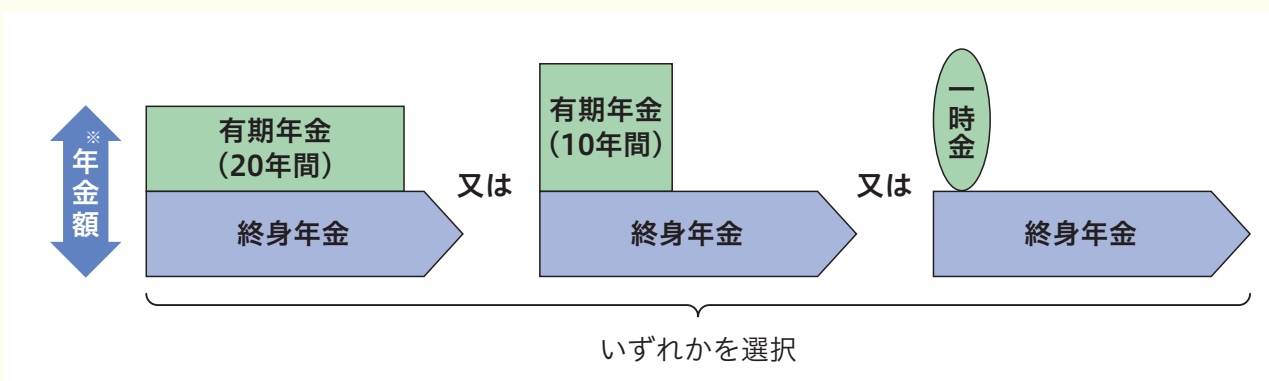
- ① 65歳以上であること。
- ② 退職していること。
- ③ 「平成27年10月1日」以後又は「平成27年10月1日に引き続く」1年以上の組合員期間を有していること。

2 退職年金の支給

退職年金は、退職時までに積み立てた「給付算定基礎額」の半分を「有期年金」、残りの半分を「終身年金」として支給します。「有期年金」は10年又は20年の支給期間を選択できます（一時金の選択も可能です）。

退職年金受給中の方が亡くなった場合は、終身年金の部分は終了しますが、有期年金部分は残余年月があれば、遺族に一時金を支給します。

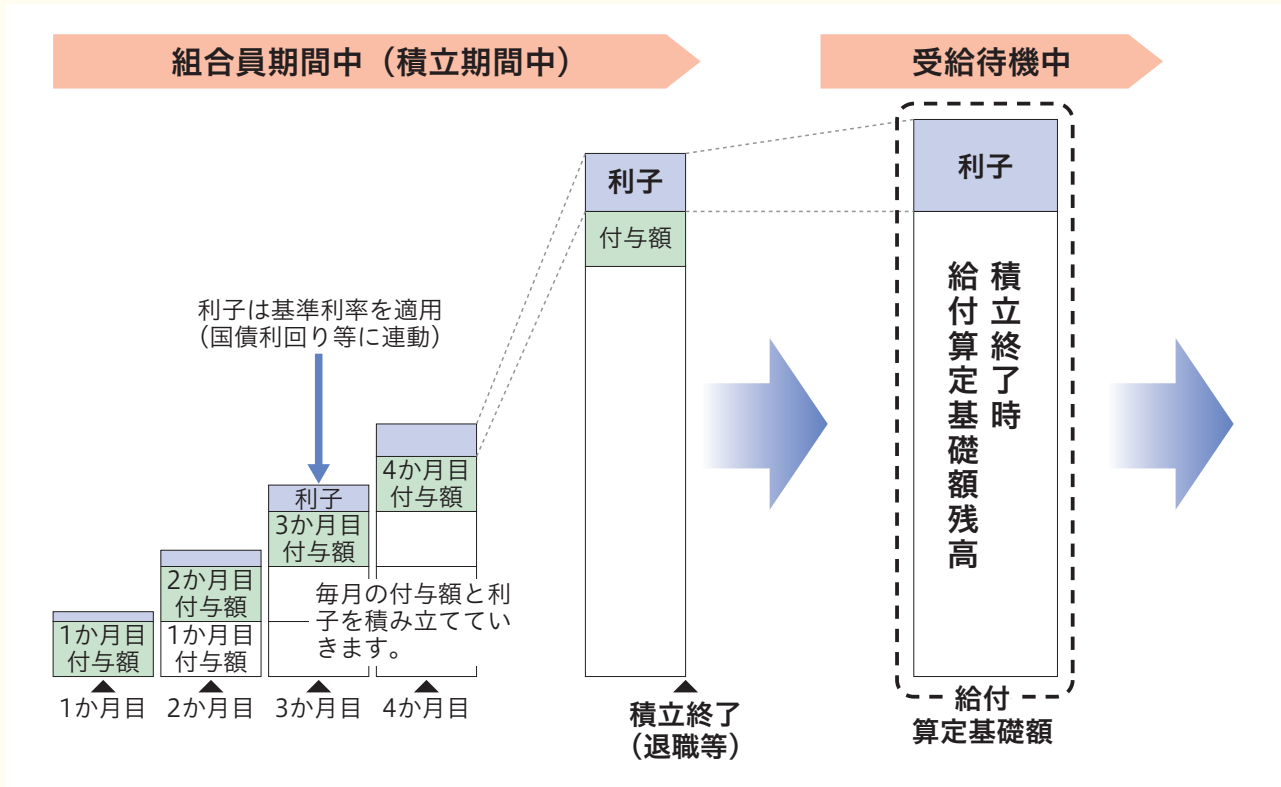
◆ 退職年金受取のイメージ



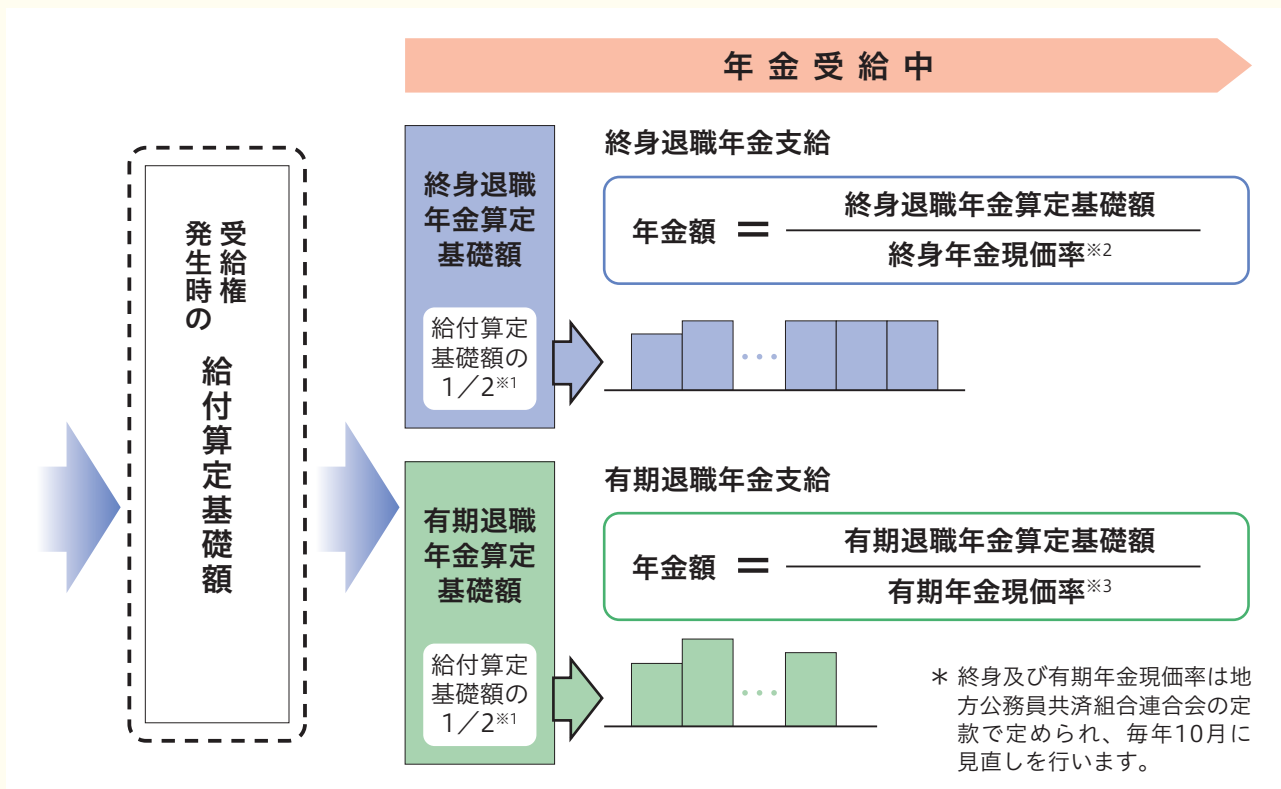
※ 「終身年金及び有期年金（20年）」を選択して受け取った場合の年金額は、被用者年金制度の一元化に当たり廃止された職域年金相当部分（3階部分）の約9割の年金額となるように設計されています。

5 | 年金の積立と退職年金の年金額の計算

◆ 年金の積立のイメージ



◆ 退職年金の年金額の計算



※1 組合員期間が10年未満の場合は1/4
 ※2 22.972879（65歳から受給の場合）
 ※3 19.959725（20年の場合） 9.989841（10年の場合）
 ※2及び※3は、令和4年10月～令和5年9月の現価率です。

6 | 給付算定基礎額と年金額

「年金払い退職給付」は、毎月の標準報酬月額及び標準賞与額等の額に付与率を乗じて得た付与額を「将来の年金給付に必要な原資」として積み立てています。この付与額に利息を加えた額が「給付算定基礎額」で、利息とともに退職するまで積み立てます。

受給権発生時の「給付算定基礎額」の半分を「終身年金」、残りの半分を「有期年金（一時金）」の年金額算定の基礎として、前ページの計算式で年金額を計算します。

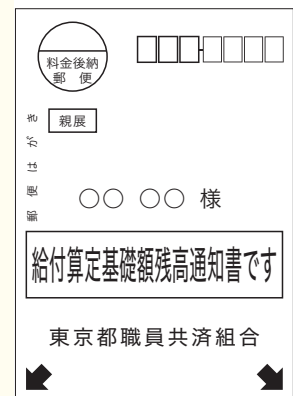
7 | 「給付算定基礎額残高通知書」

将来受け取る「年金払い退職給付」の給付に必要な原資となる「給付算定基礎額残高」に関する情報を、組合員及び組合員であった方に通知します。

通知は年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」という圧着はがきで、年一回発送します。記載されている情報は、通知書の送付の前年度末までのものになります。

送付されてきた通知書に記載されている「今回通知」又は「給付算定基礎額等合計」が各年度末の付与額と利息の累計で、通知書送付時点での「給付算定基礎額」の残高になります。

◆ 通知書のイメージ



【通知される時期】

毎年1回（東京都職員共済組合は毎年10月に、前年度末までの分を送付することにしています）。

【送付対象者】

- 組合員
- 退職者で退職した年度の翌年度にあたる方
- 退職者で節目年齢（35歳・45歳・59歳・63歳）到達の翌年度の方

8 | 公務障害年金

公務障害年金は、公務による傷病により障害の状態になった方に、その方が障害の状態である間、支給されます。通勤災害は対象となりません。支給水準は、2階部分の障害厚生年金と合わせて、一元化前の公務等による障害共済年金と同程度の支給額です（詳しくは P.115 を参照）。

9 | 公務遺族年金

公務遺族年金は、公務による傷病で亡くなられた場合に、遺族に支給されます。通勤災害は対象となりません。2階部分の遺族厚生年金と合わせて、一元化前の公務等による遺族共済年金と同程度の支給額です（詳しくは P.133 を参照）。

10 | 年金払い退職給付の給付制限

組合員及び組合員であった方が以下の①～④のいずれかに該当した場合、受給者となったときに受給できる「年金払い退職給付」に対して給付制限を行います。

給付制限は、給付の制限を開始すべき月から、併給調整、組合員である間の支給停止されている月を除き通算して「60月」に達するまでの間に限って行われます。

ただし、禁錮刑の執行中は全額支給停止となります。

区分	制限額の計算式
① 禁錮以上の刑	$\begin{aligned} & \text{終身退職年金} \times \frac{100}{100} \left(\text{禁錮刑の執行中 終身及び有期退職年金の額} \times \frac{100}{100} \right) \\ & \text{公務障害年金の額} \times \frac{50}{100} \left(\text{禁錮刑の執行中 公務障害年金の額} \times \frac{100}{100} \right) \end{aligned}$
② 懲戒免職処分	$\begin{aligned} & \text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{懲戒免職処分による退職に引き続く組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{100}{100} \\ & \text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{懲戒免職処分による退職に引き続く組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{50}{100} \end{aligned}$
③ 停職処分	$\begin{aligned} & \text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{停職処分又はこれに相当する処分を受けた日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{50}{100} \\ & \text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{停職処分又はこれに相当する処分を受けた日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{25}{100} \end{aligned}$
④ 退職手当支給制限等処分	$\begin{aligned} & \text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{退職手当支給制限等処分に係る組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{100}{100} \\ & \text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{退職手当支給制限等処分に係る組合員期間の月数}}{\text{年金の基礎となった組合員期間の月数}} \times \frac{50}{100} \end{aligned}$

年金の請求手続について

1 | 老齢厚生年金の請求手続について

1 特別支給の老齢厚生年金の請求

特別支給の老齢厚生年金の請求は、老齢厚生年金の受給開始年齢になる約3か月前に、「共済組合」又は「日本年金機構」から自宅に送られてくる「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」を提出することによって行います。

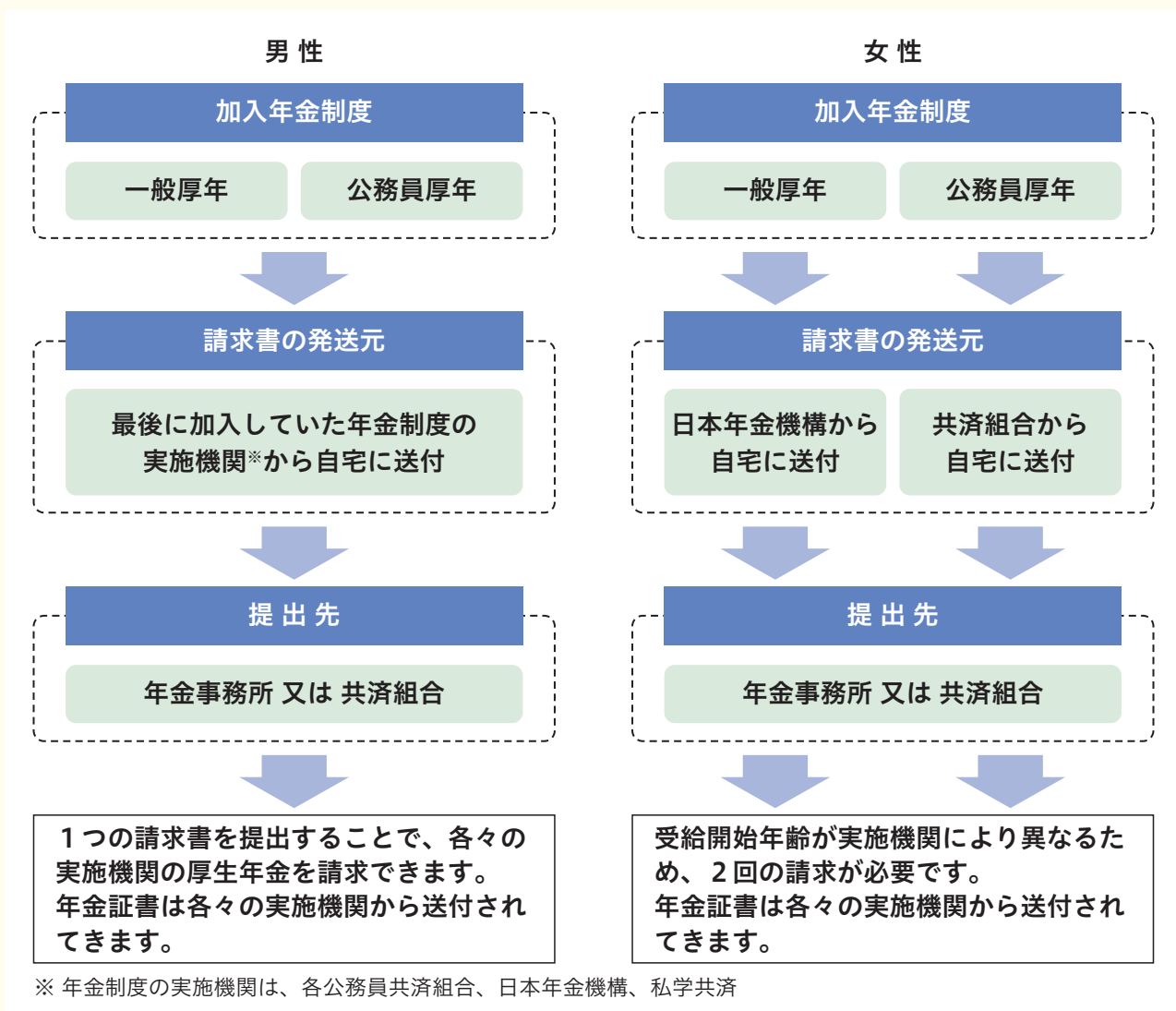
「年金請求書」に必要事項を記入し、必要な添付書類（誕生日の前日以降に取得したもの）を添付して、共済組合又は年金事務所に提出してください。

このときに、年金の支給に関わる配偶者や子がいる場合には、配偶者や子との身分関係を明らかにできる書類等を添付します。

経過的職域加算額の退職共済年金の請求は、老齢厚生年金の請求書を提出することで、同時に請求したことになります。

手続は日本年金機構、共済組合どちらでも受付が可能です。

◆ 特別支給の老齢厚生年金の請求の流れ



【男性の場合】

消防特例の方を除いて、「一般厚年、公務員厚年、私学厚年」の受給開始年齢が同じなので、一度の請求手続で完結します。

【女性の場合】

「一般厚年」と「公務員厚年及び私学厚年」の受給開始年齢が異なるので、2回の請求手続が必要になります。

一般厚年の期間がある方は、「一般厚年」の受給開始年齢に達したときに、日本年金機構から請求書が送られてきます。

その後「公務員厚年及び私学厚年」の受給開始年齢に達したときに、最後に加入していた共済組合から請求書が送られてきます。それぞれの請求書が届いたときに、請求を行う必要があります。

2 本来支給の老齢厚生年金の請求**① 特別支給の老齢厚生年金請求済みの方**

65歳以降の本来支給の老齢厚生年金の請求は65歳の誕生日前の1～3か月前に、年金の支給先である各共済組合及び日本年金機構から、それぞれの請求書が本人宛に送られてきます。請求書は、「はがきサイズ」又は「はがきタイプ」のもので、送付元の各共済組合及び日本年金機構に提出してください。

各共済組合に対して行う請求は、各共済組合の本来支給の老齢厚生年金（退職共済年金）の請求のみになりますが、日本年金機構に対して行う請求は、一般厚年の本来支給の老齢厚生年金だけでなく老齢基礎年金の請求も兼ねて行うことになります。この65歳時の年金請求の際に「年金の繰下げをするかしないかの選択」ができます。

本来支給の老齢厚生年金請求時には、配偶者及び子の加給年金に関する確認を行いますが、変更がない場合には、追加の添付書類は必要ありません。

② 65歳になって初めて老齢厚生年金を請求する方

65歳になってから老齢厚生年金を請求する方は、被用者年金の加入期間が1年未満の方、又は受給開始年齢が65歳の方です。

請求手続は65歳になる約3か月前に、共済組合又は日本年金機構から自宅宛てに送られてくる「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」を提出することによって行います。

「年金請求書」に必要事項を記入し、必要な添付書類（誕生日の前日以降に取得したもの）を添付して、共済組合又は年金事務所に提出してください。

本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の請求を同時に行うことになります。この請求時に「年金の繰下げをするかしないかの選択」ができます。

2 | 老齢基礎年金（国民年金）の請求手続について

老齢基礎年金の手続先は、「混在者」と「単一者」で異なります。

「混在者」とは、公務員厚年のほかに、一般厚年、私学厚年、国民年金の第1号及び第3号被保険者としての加入期間がある方です。「単一者」は、65歳になるまでの間に公務員厚年被保険者期間（公務員共済組合員期間）しかない方です。

1 公務員厚年以外の加入期間のある「混在者」

① 特別支給の老齢厚生年金の請求済みの方

65歳前に「特別支給の老齢厚生年金」の請求が済んでいる方で、日本年金機構が支給する「特別支給の老齢厚生年金」を受給している方は、65歳時に日本年金機構から送られてくるはがきタイプの「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」で、「本来支給の老齢厚生年金（一般厚年）」及び「老齢基礎年金」の請求をすることができます。

一般厚年の加入期間のない方は、改めて日本年金機構に対して、老齢基礎年金の請求を行う必要があります（誕生日前に日本年金機構から請求の用紙が送られてきます。）。

この請求時に、「年金の繰下げをするかしないかの選択」をすることができます。

② 65歳になって初めて年金の請求をする方

65歳になってから年金を請求する方は、国民年金被保険者期間のみの方、被用者年金の加入期間が1年未満の方、又は受給開始年齢が65歳の方です。この方の場合、老齢厚生年金と老齢基礎年金の請求を同時に行います。請求の流れはP.147の「65歳になって初めて老齢厚生年金を請求する方」と同じです。

2 公務員厚年以外の加入期間のない「単一者」

単一者の老齢基礎年金の請求は、地方公務員共済組合の場合は、共済組合で代行して行うことになっています。老齢基礎年金請求時に単一の方で、最後に加入していた年金制度が東京都職員共済組合の方には、東京都職員共済組合から請求書を送付します。

この請求時に、「年金の繰下げをするかしないかの選択」をすることができます。

3 | 年金払い退職給付の退職年金の請求手続について

平成27年10月1日以後又は平成27年10月1日に引き続く1年以上の組合員期間を有している方が退職し、その後65歳になったときに当共済組合から「退職年金決定請求書」をご自宅に送付します。ただし、65歳時点で共済組合員である場合は、退職後の請求になりますので、請求書は退職後に送付いたします。

4 | 障害年金及び遺族年金請求手続について

障害年金（P.117）及び遺族年金（P.137）を参照してください。

5 | 年金の繰上げ繰下げ手続について

年金の繰上げ繰下げについては、年金課にお問合せください。

6 | 年金の支給月について

年金は年6回の偶数月の15日に支給します。基礎年金、厚生年金（共済年金）、年金払い退職給付はすべて、2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月に、前の2か月分の年金が支給されます。

請求手続後に初めて支給する年金に関しては、偶数月に関係なく、今までに支給すべき年金額をまとめて支給します。

支 払 月	支 払 対 象
2月15日	前年12月・1月分
4月15日	2月・3月分
6月15日	4月・5月分
8月15日	6月・7月分
10月15日	8月・9月分
12月15日	10月・11月分

年金の併給調整について

◆ 併給の組合せ

厚生年金及び 国民年金 経過的職域	老齢厚生年金 退職共済年金 (経過的職域)	障害厚生年金 障害共済年金 (経過的職域)	遺族厚生年金 遺族共済年金 (経過的職域)
老齢基礎年金	○	×	△
障害基礎年金	△	○	△
遺族基礎年金	×	×	○

厚生年金 厚生年金	老齢厚生年金 (公務員厚年)	障害厚生年金 (公務員厚年)	遺族厚生年金 (公務員厚年)
老齢厚生年金 (1号厚年・4号厚年)	○	×	○ (65歳以降先充て)
老齢厚生年金 (公務員厚年)	---	×	○ (65歳以降先充て)

経過的職域 厚生年金	退職共済年金 (経過的職域) [*]	障害共済年金 (経過的職域) [*]	遺族共済年金 (経過的職域) [*]
老齢厚生年金 (1号厚年・4号厚年)	○	○	○

経過的職域 経過的職域	退職共済年金 (経過的職域) [*]	障害共済年金 (経過的職域) [*]	遺族共済年金 (経過的職域) [*]
退職共済年金 (経過的職域) [*]	---	×	○ (65歳以降先充て)

※ 経過的職域は公務員共済組合が支給するもの

○：併給されるもの △：65歳以降併給されるもの ×：併給されないもの

○（65歳以降先充て）：65歳前は併給されませんが、65歳以降は自分の老齢年金を先に受取り、自分の老齢年金と遺族年金とを比べて遺族年金の方が高い場合にはその差額が支給されます。

年金情報の提供について

1 | ねんきん定期便

ねんきん定期便は被保険者の誕生月に、加入している年金実施機関から郵送されます。ねんきん定期便で確認できる主な内容は、年金加入期間（国民年金・厚生年金）、老齢年金の見込額、保険料納付額等です。

送られる時期と年齢		内容		送付形式
毎年（節目の年以外）	50歳未満	直近1年間の年金記録情報	これまでの加入実績に応じた「年金額」及び「保険料納付額（累計額）」	はがき
	50歳以上		現在の加入条件で60歳まで働いた場合の「年金見込額」及びこれまでの「保険料納付額（累計額）」	
節目の年	35歳、45歳	これまでの全期間の年金記録情報	これまでの加入実績に応じた「年金額」及び「保険料納付額（累計額）」	封筒
	59歳		現在の加入条件で60歳まで働いた場合の「年金見込額」及びこれまでの「保険料納付額（累計額）」	

毎年、節目の年以外の方には、直近1年間の加入記録（標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付額）が記載されています。

節目の年の方には、加入したこれまでの全期間の加入記録（標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付額）が記載されています。

また、50歳未満の方には、これまでの加入実績に応じた「年金額」が、50歳以上の方には、現在の加入条件で60歳まで働いた場合の「年金見込額」が記載されています。

ただし、受給開始年齢以後で厚生年金加入中の方には、「ねんきん定期便」は届きますが、年金額の記載はありません。

【保険料納付額（累計額）について】

ねんきん定期便に記載されている保険料納付額（累計額）は、地方公務員共済組合員期間については、**地方公務員共済組合内での掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額のみ**を表示しています。

東京都職員共済組合から送る「ねんきん定期便」には、その旨の記載がありますが、日本年金機構から送られる「ねんきん定期便」には記載されておりませんので、ご注意ください。

2 | 地共済年金情報Webサイト

地共済年金情報「Web サイト」では、ご自分の標準報酬月額や年金の見込額などの最新の年金情報をご自身で確認することができます。

1 利用できる方

- ① 組合員
- ② 組合員であった方

* 老齢厚生年金（公務員厚年）の受給開始年齢に達していない方に限ります。

2 確認できる内容

- ① 年金見込額
- ② 年金加入履歴・加入期間
- ③ 標準報酬月額等
- ④ 保険料納付済額
- ⑤ 給付算定基礎額残高履歴

3 利用方法

- ① 地共済年金情報 Web サイトにアクセスして、利用の申込みを行ってください。申込み時に基礎年金番号^{※1}、ご自分で設定するパスワード^{※2}が必要になります。
- ② 利用の申込みをされると、当共済組合から「ユーザ ID 通知書」をご自宅宛てに郵送いたします。（お届けまでに2～3週間程度かかります。）
- ③ ユーザ ID とパスワードを入力してログインしてください。上記の内容を確認できるようになります。

※1 基礎年金番号は基礎年金番号通知書（年金手帳）、ねんきん定期便、給付算定基礎額残高通知書等に記載されています。

※2 ユーザ ID 通知書にはパスワードは表示されません。忘れないように必ず記録・メモをしてください。

【アクセス先】

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

アクセス先は「地共済年金 Web サイト」の上記のアドレスになります。
東京都職員共済組合ホームページからもアクセスできます。

3 | 日本年金機構の「ねんきんネット」

ねんきんネットでは、一般厚生年金・国民年金等に加入した期間における、ご自分の標準報酬月額や年金の見込額などの最新の年金情報をご自身で確認することができます（共済組合の加入期間等についても、一部確認が可能です。）。

ご利用には「ねんきんネット」への登録が必要です。「ねんきんネット」に登録するには日本年金機構のサイトをご覧ください。

4 | 年金相談及び都共済から支給する年金額の概算書

50歳以上の方で、都共済から支給する「老齢厚生年金（退職共済年金）見込額」の確認を希望される方には随時情報を提供しています。電話で請求していただければ、後日、ご自宅宛てに「老齢厚生年金（退職共済年金）概算書」を送付いたします。また、年金課窓口までお越しいただいた方には、その場で概算書を作成し、お渡しいたします。窓口でお渡しを希望の方は、なるべく事前に電話でご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

その他、遺族年金等の概算、年金に関する相談も受け付けております。相談担当者が不在のときがありますので、なるべく事前に電話で担当者の在席をご確認いただきますようお願いいたします。

相 談 日	月曜日～金曜日（都庁開庁日） 9：00～11：30、13：00～16：30 （午前は11：00までに、午後は16：00までにお越しください。）
相 談 場 所	東京都職員共済組合事務局 年金保険部年金課 広報相談担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 電話 0570-03-4165 （ナビダイヤル） メールアドレス S9000063@section.metro.tokyo.jp

離婚時の年金分割

担当
部署

年金課

【ナビダイヤル】0570-03-4165

✉ S9000063@section.metro.tokyo.jp

1 | 年金分割制度について

離婚時の年金分割は、将来受け取る年金の計算の基礎となる厚生年金保険（共済組合含む）の「標準報酬等（保険料納付記録）」を分割する制度で、「合意分割」と「3号分割」の2つの制度があります。

1 合意分割制度

合意分割制度は、平成19年4月1日以後に離婚等をした場合において、以下の条件を満たしたときに、当事者双方、又は当事者の一方からの請求により、婚姻期間等における標準報酬等を当事者間で分割することができる制度です。

- 当事者の合意又は裁判手続により按分割合^{※1}を定めたこと。
- 請求期限は離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過していないこと^{※2}。

2 3号分割制度

3号分割制度は、離婚等をした場合において、以下の条件を満たしたときに、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、相手方の標準報酬等を2分の1ずつ分割できる制度です。対象になる期間は平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間です。

- 平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者期間があること。
- 請求期限は離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過していないこと^{※2}。

※1 P.155「按分割合」参照。

※2 家庭裁判所で審判が確定（又は調停が成立）した場合には、確定及び成立した日の翌日から起算して6か月を経過するまで、年金分割の請求をすることができます。また、按分割合決定後、当事者の一方が死亡した場合には、死亡した日から起算して1か月を経過すると年金分割の請求はできなくなります。

3 第1号改定者と第2号改定者

① 第1号改定者

第1号改定者は、当事者のうち対象期間の標準報酬等の総額が多い方で、相手方に年金の分割をする方です。ご自身の標準報酬等から、相手方に分割したことにより減額された標準報酬等に基づいて将来の年金額が計算されます。

② 第2号改定者

第2号改定者は、当事者のうち対象期間の標準報酬等の総額が少ない方で、相手方より年金の分割を受ける方です。相手方から分割されて増額された標準報酬等に基づいて将来の年金額が計算されます。

実際に年金を受給するには、ご自身の年金の加入期間等によって受給資格を満たしていることが必要で、年金の支給開始年齢はご自身の生年月日に応じて定められている年齢になります。

また、ご自身の年金加入期間に厚生年金被保険者期間（共済年金期間を含む）が合計で1年以上ない場合には、分割された厚生年金（共済年金）の支給開始年齢は65歳からになります。

公務員共済からの退職共済年金（経過的職域）の支給は、ご自身に公務員共済組合員期間が1年以上ない場合には、65歳からの支給になります。

2 | 年金分割の対象期間と按分割合

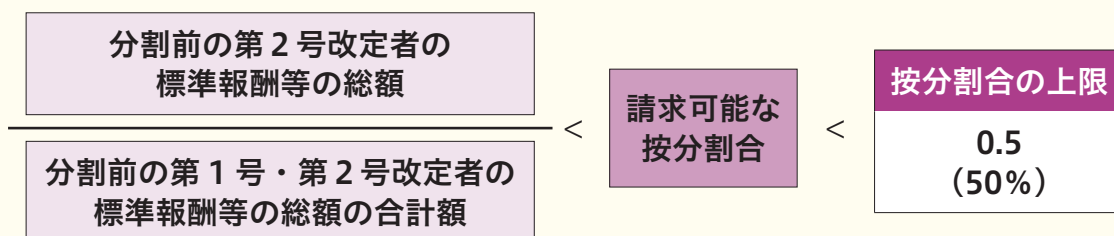
1 分割の対象期間

年金分割の対象期間は、婚姻期間及び事実婚関係にあった期間です。婚姻が取り消された場合は、その取り消された婚姻に係る婚姻期間です。

事実婚関係に関しては、事実婚関係にあった期間で当事者の一方が国民年金の第3号被保険者になっていた期間のみです。

2 按分割合

「按分割合」とは、当事者双方の対象期間における「標準報酬等の総額」の合計額のうち、年金分割をした後に分割を受ける方（第2号改定者）の持分を表したものです。按分割合の上限は50%です。

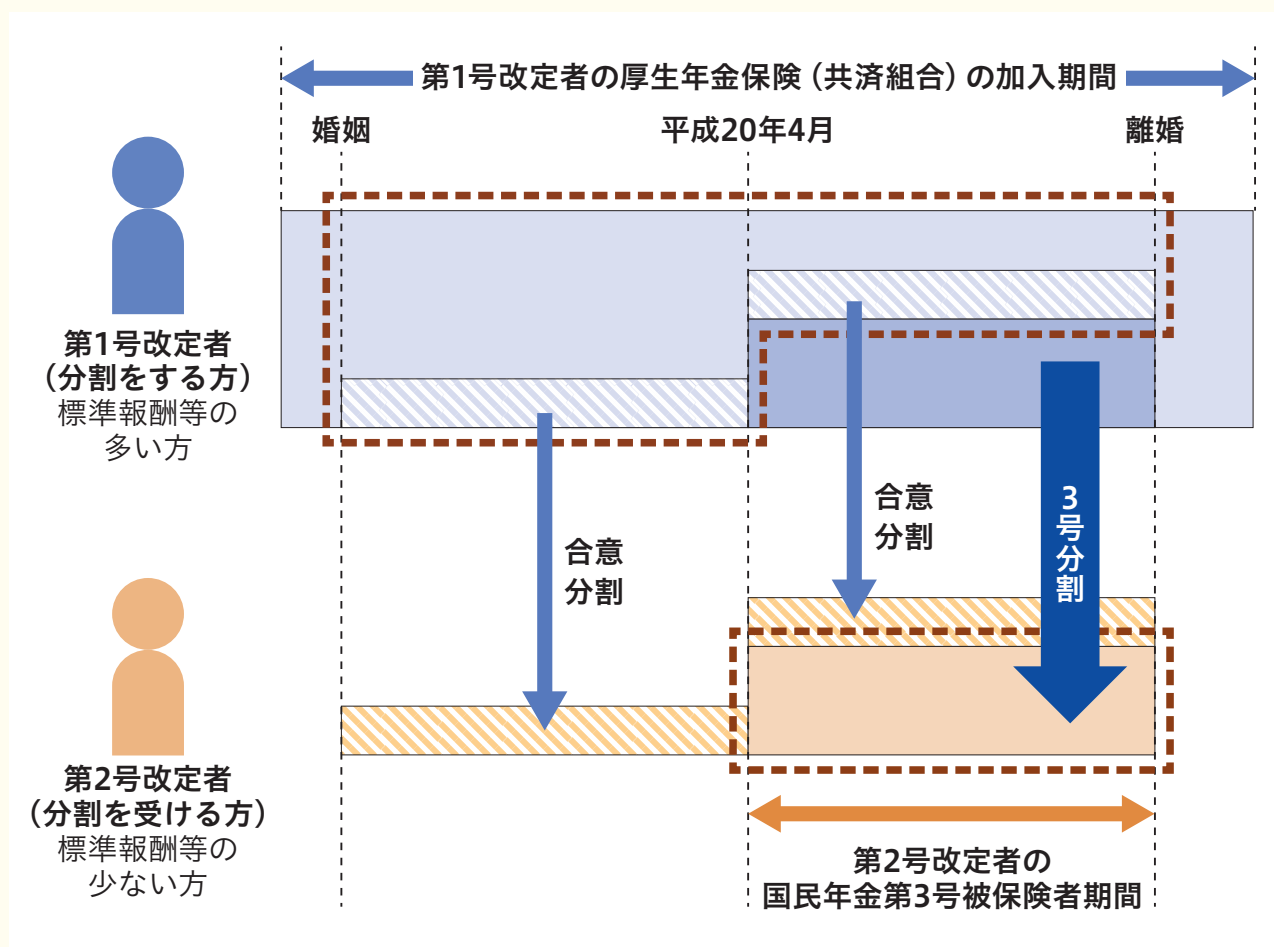


3 | 年金分割における標準報酬等の分割方法

年金分割における標準報酬等の分割は、以下のような流れで行います。

- ① 年金分割の対象期間に、合意分割と3号分割の両方の期間がある場合は、3号分割対象期間を先に分割します。まず、3号分割対象期間における第1号改定者の標準報酬等の1/2を、第2号改定者に分割します※（この時点での当事者それぞれの標準報酬等は点線□□で囲まれた部分となります）。
- ② 3号分割後の「第1号改定者と第2号改定者の標準報酬等の合計額の1/2」までを上限として、標準報酬等の多い方から少ない方へ分割します。

※「第1号改定者」が「第2号改定者」の扶養として、国民年金の第3号被保険者だった場合には、第2号改定者の標準報酬等の1/2を、第1号改定者に分割する期間が存在することもあります。

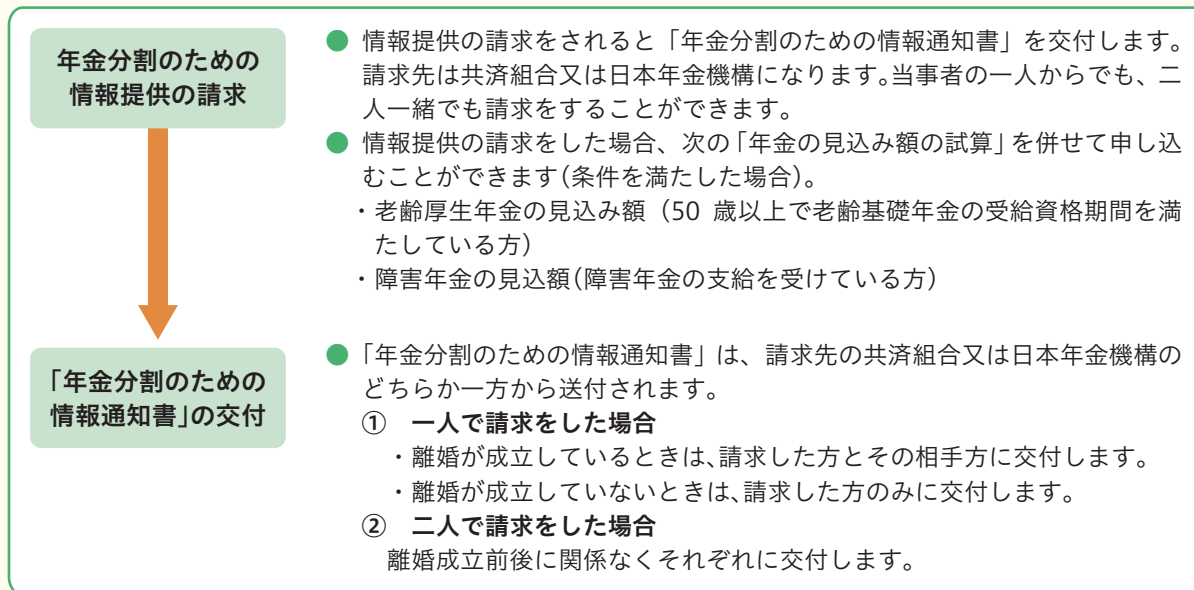


● 注意事項 ●

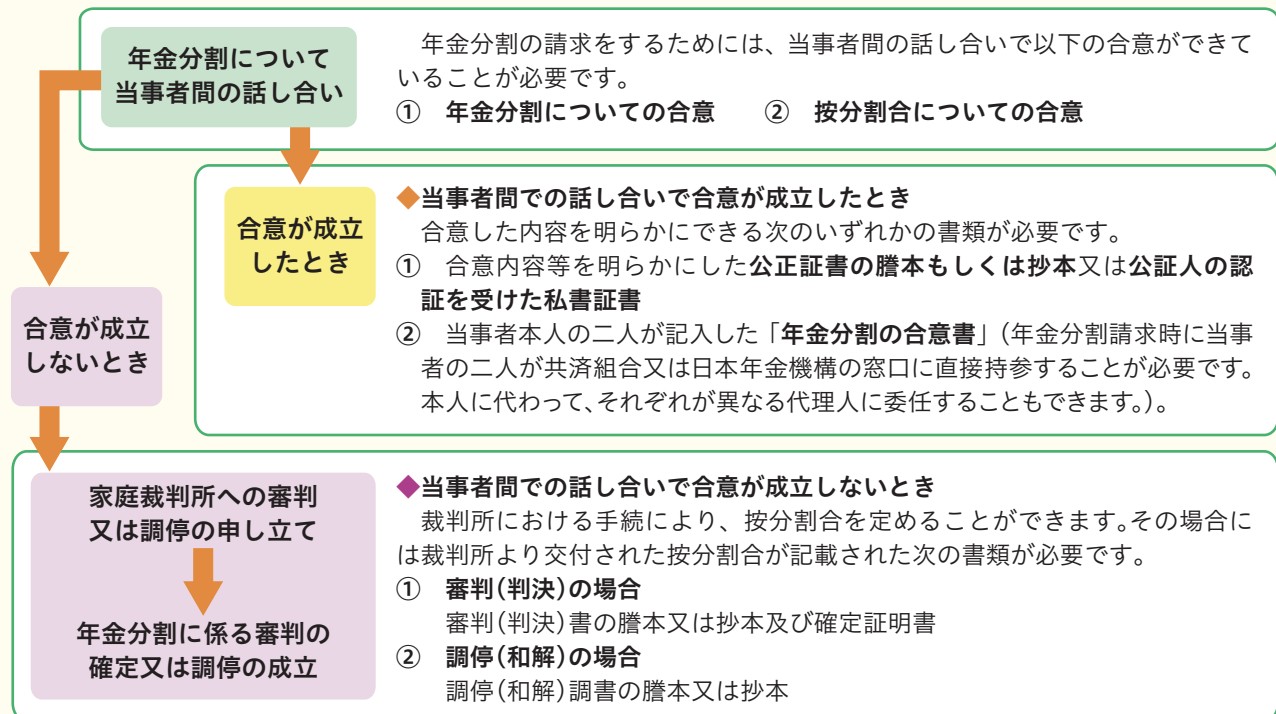
- 1 年金分割の効果は、厚生年金保険（共済組合を含む）の被保険者期間に限られ、国民年金の老齢基礎年金等には影響しません。
- 2 現に厚生年金（共済年金）を受けている場合は、年金分割の請求をした月の翌月から年金額が改定されます。
- 3 第2号改定者に厚生年金保険（共済組合を含む）の加入歴がある場合は、婚姻期間に係る第2号改定者の「標準報酬等」も考慮して分割を行います。

4 | 離婚時の年金分割の手続の流れ

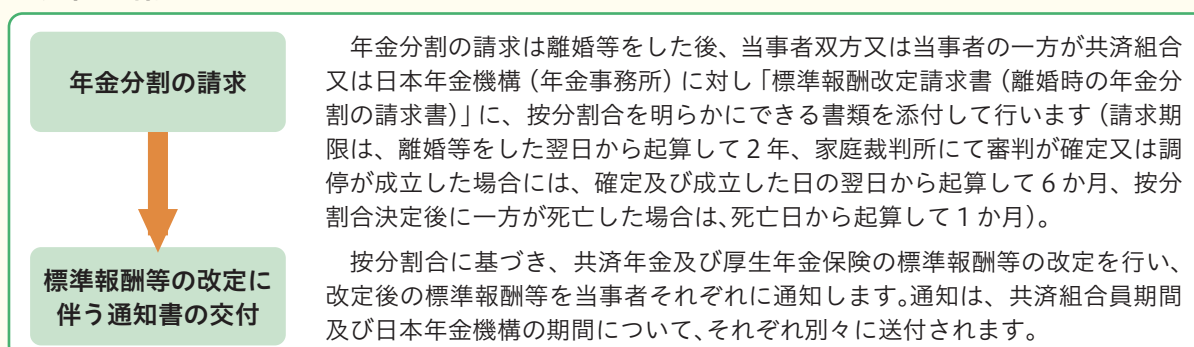
◆ 年金分割のための情報提供の請求



◆ 年金分割（按分割合）に関する話し合い



◆ 年金分割の請求



3 歳未満の子を養育している場合の特例

3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額には特例があります。この特例は、3歳未満の子の養育のため、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それに伴って標準報酬月額が低下したことによって、将来の年金額が下がらないようにする制度です（以後、この特例を「3歳未満養育特例」という。）。

1 3歳未満養育特例の概要

「3歳未満養育特例」は、「3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額」が子を養育する前と比べて低くなったとき、低くなる前の「子の出生前の標準報酬月額[※]」を「低くなった月の標準報酬月額」とみなして、将来の年金額を計算するという特例です。

この「3歳未満養育特例」の適用は、3歳未満の子を養育している組合員、又は組合員であった方で、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を共済組合に提出した方が対象となります。

※ 子の出生した日の前月の属する月（基準月）の標準報酬月額

- 3歳未満の子：3歳未満の子は実子のほか、養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子も含まれます。
- 対象となる年金：対象となる年金は、「厚生年金」及び「年金払い退職給付」です。
- 制度の開始時期：共済組合において、この制度は被用者年金一元化に伴い施行されたものです。

2 3歳未満養育特例の対象期間

「3歳未満養育特例」の対象期間は、「養育を開始した日」の属する月から「養育を終了した日」の翌日の属する月の前月までとなります。

ただし、「3歳未満養育特例」が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となるので、注意が必要です。

ア 養育を開始した日

「養育を開始した日」は次のいずれかの日となります。

- ① 子が出生した日
- ② 別居していた子と同居することとなった日
- ③ 育児休業等（掛金免除の特例の対象）の終了日の翌日が属する月の初日^{※1}
- ④ 産前産後休業（掛金免除の特例の対象）の終了日の翌日が属する月の初日^{※2}
- ⑤ 子の出生後に、新たに組合員資格を取得した日
- ⑥ 今回の特例対象の子以外の子（先に特例対象になっている子）に係る特例対象期間の最後の月の翌月の初日（＝今回の特例対象の子の出生日の属する月の初日）

※1 産前産後休業（掛金免除の特例の対象）を開始した場合は除きます。

※2 育児休業等（掛金免除の特例の対象）を開始した場合は除きます。

イ 養育を終了した日

「養育を終了した日」は次のいずれかの日となります。

- ① 養育している子が3歳に到達した日（3歳の誕生日の前日）
- ② 組合員が死亡した日又は退職した日
- ③ 他に3歳に満たない子を養育することとなった日
- ④ 養育している子が死亡した日又は当該子を養育しなくなった日
- ⑤ 育児休業等（掛金免除の特例の対象）を開始した日
- ⑥ 産前産後休業（掛金免除の特例の対象）を開始した日

【育児休業等】

育児休業及び育児休業に準ずる休業をいいます。

【産前産後休業】

出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さないことをいいます。

3 3歳未満養育特例に関する手続

① 3歳未満の子を養育する旨の申出書

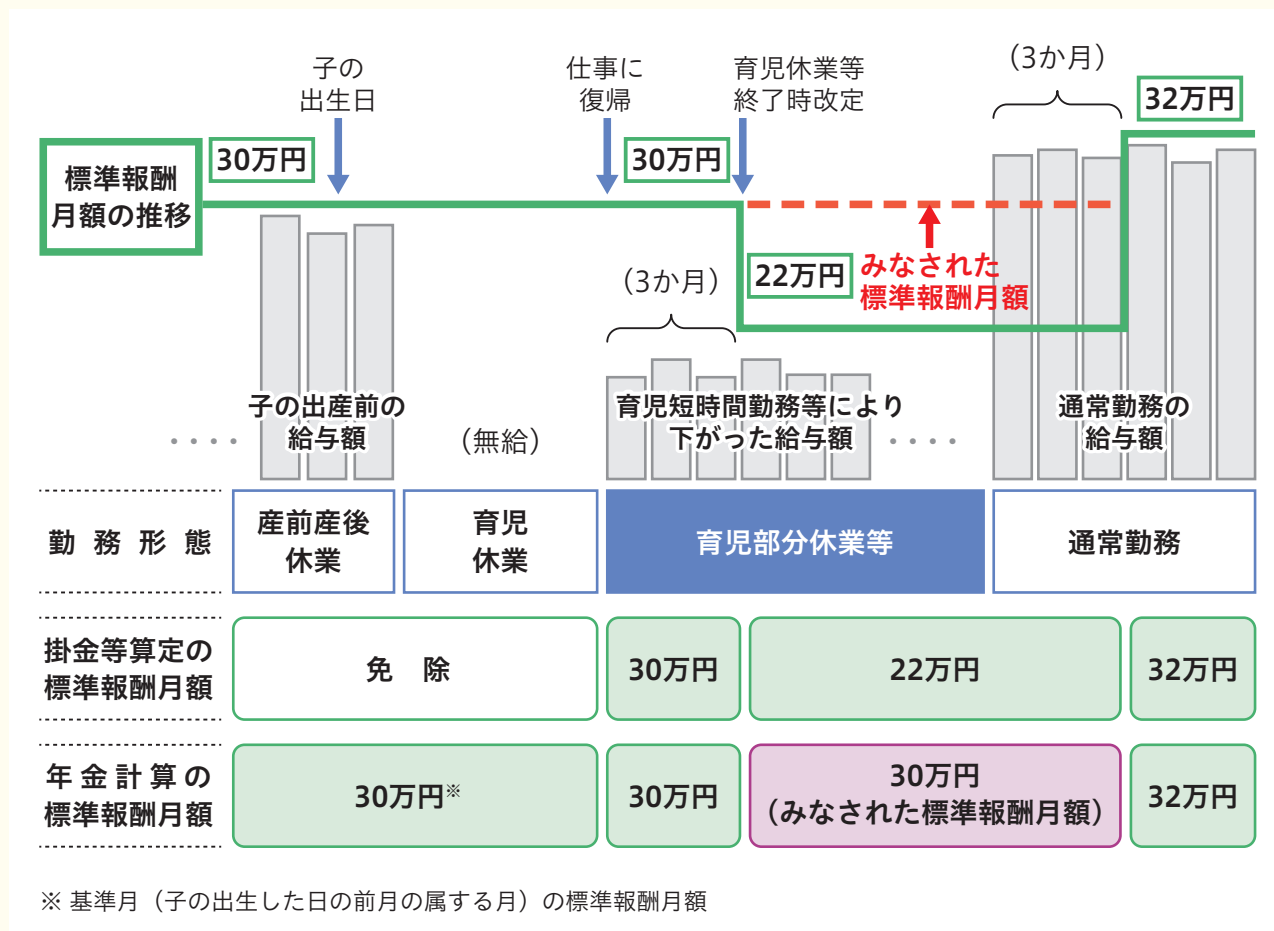
「3歳未満養育特例」の適用を受けるには「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の提出が必要です。申出書は、申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの、申出者と子が同居していることを確認できる書類を添付して、共済組合に提出してください。

② 3歳未満の子を養育しない旨の申出書

3歳未満の子を養育しなくなった場合には「3歳未満の子を養育しない旨の申出書」の提出が必要です。ただし、「養育している子が3歳に到達した場合」及び「組合員が死亡又は退職した場合」は必要ありません。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

◆ 3歳未満養育特例のイメージ図



- 復帰時において、すでに基準月の標準報酬月額を下回っている場合は復帰時から3歳未満養育特例が適用できます。
- 育児休業終了時改定だけでなく、定時決定、随時改定により基準月の標準報酬月額を下回るときも適用できます。

その他の事項

1 | 年金額の改定（物価・賃金スライド及びマクロ経済スライド）

公的年金は、物価や賃金の変動率に応じて毎年度自動改定されます。これを年金額の「改定」又は「スライド」といいます。

また、少子高齢化や経済情勢の変化に応じて年金給付水準を調整し、年金財政を安定運営するためのしくみである「マクロ経済スライド」が平成16年の年金制度改正で導入されました。

「マクロ経済スライド」は、物価変動率や賃金変動率を調整（引下げ）するものです。

そのため、「マクロ経済スライド」が終了するまでの間、年金額の給付水準の調整が継続します。

1 年金額の改定方法について

公的年金の額は、「物価変動率」又は「賃金変動率」に基づいて改定されます。

① 物価変動率

物価変動率は、総務省が公表する全国消費者物価指数を用いて計算されます。

② 賃金変動率（名目手取り賃金変動率）

賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は、前年の物価変動率に、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得（いわゆる手取り）割合変化率を乗じて計算されます。

2 老齢厚生年金及び老齢基礎年金の年金額改定方法

「新規裁定者」と「既裁定者」は、年金額改定方法が異なります。

① 年金の新規裁定者

新規裁定者の年金額改定は、「賃金変動率」によって行われます。

新規裁定者とは、67歳に到達する年度末までの受給権者の方をいいます。賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は過去3年度の平均変動率等を用いて改定されるため、平均変動率が反映される年度の関係でこのようになります。

② 年金の既裁定者

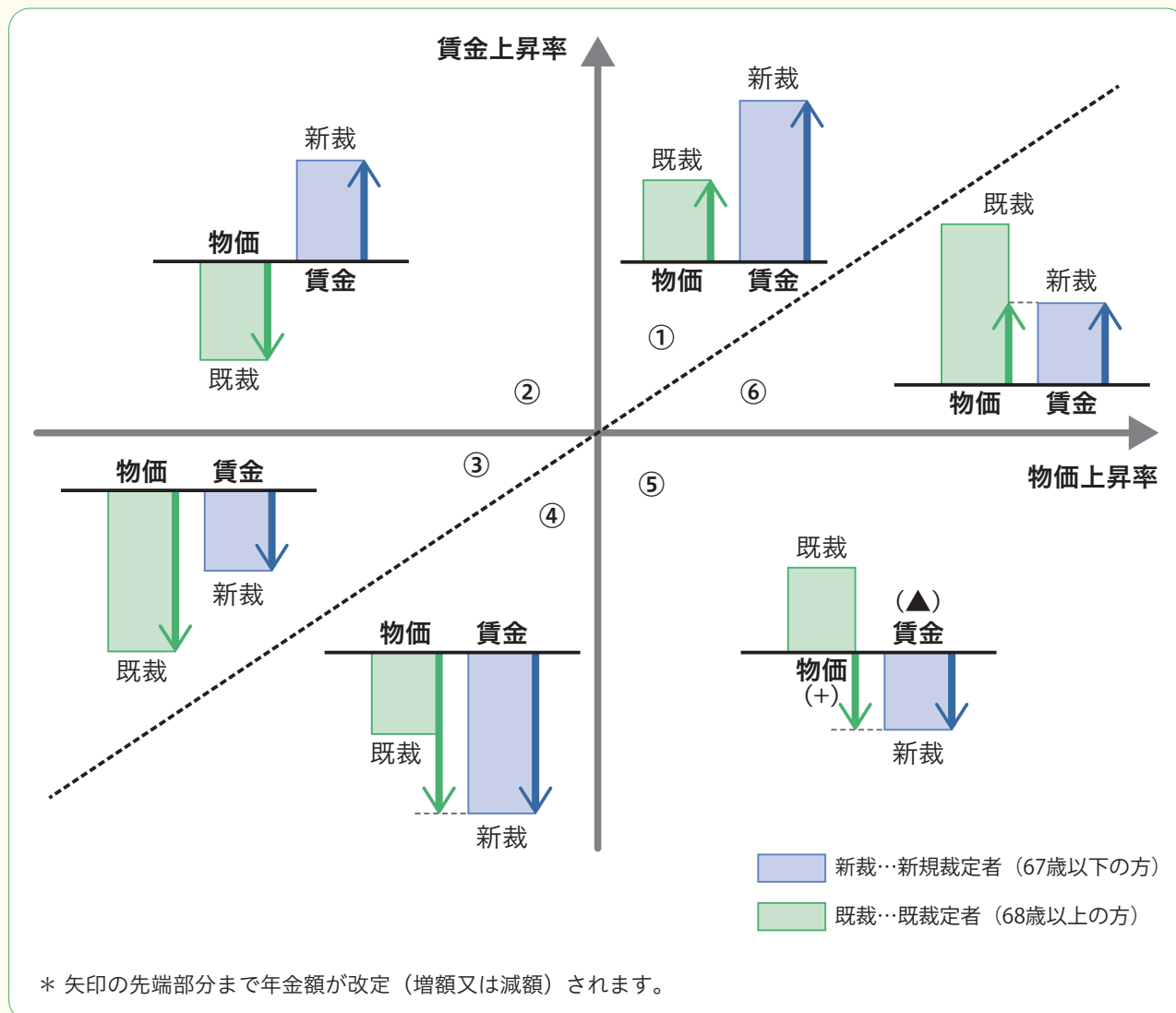
既裁定者の年金額改定は、基本的に「物価変動率」によって行われます。

既裁定者とは、68歳に到達する年度以降の受給権者の方をいいます。

既裁定者の年金額改定に物価変動率を用いるのは、現役世代の賃金水準上昇分を年金額に反映させるのは年金財政上困難なためです。

ただし、物価変動率が賃金変動率を上回る（物価変動率 > 賃金変動率）場合は、物価変動率ではなく、「賃金変動率」を用いて改定されることになっています（次ページ図の④⑤⑥）。

◆ 年金の改定（スライド）のルール



③ 令和5年度における年金額改定

「賃金変動率」が「物価変動率」を上回ったため、新規裁定者は「賃金変動率」により、既裁定者は「物価変動率」により年金額改定が行われます。

令和5年度の年金額改定は、スライドのルール①に該当します。

なお、令和5年度における老齢基礎年金の額は以下のとおりです。

* 令和5年度における老齢基礎年金（40年加入）の年額

- 65歳～67歳の方 795,000円
- 68歳以上の方 792,600円

4 マクロ経済スライドによる年金額の調整

マクロ経済スライドは、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、年金の給付水準を調整（引下げ）するしくみです。保険料等の収入と年金給付等の支出の均衡が保たれるよう、時間をかけて緩やかに年金の給付水準が引き下げられます。前記2による年金額の改定と合わせて毎年度実施されます。

調整（引下げ）が終了する年度については、少なくとも5年ごとに国が実施している「財政検証^{※1}」により見通しが作成されます。

直近の財政検証は、令和元年に実施されました。それによると、マクロ経済スライドの終了時期は、老齢厚生年金が令和7年度、老齢基礎年金が令和29年度とされています。

令和元年度における給付水準と令和7年度又は令和29年度の給付水準を比較すると、厚生年金は約3%、基礎年金は約28%、それぞれ給付水準が引き下げられる見通しとなっています。

なお、令和5年度における年金額改定では、▲0.6%^{※2}のマクロ経済スライド調整が実施されたため、老齢基礎年金（40年加入）では、4,600円（年額）の実質引下げ（目減り）となりました。

※1 財政検証とは、年金財政の見通しやマクロ経済スライド終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全化を検証するものです。この検証結果をもとに、将来に向かって持続可能な年金制度の改正が行われます。

※2 調整率は年度により異なります。

なお、賃金変動率・物価変動率による年金額改定率がマイナスとなった場合は、当該年度におけるマクロ経済スライド調整は実施されず、翌年度以降に繰り越されます。令和5年度の▲0.6%調整率は、前年度までの調整率の繰り越し分▲0.3%を含みます。

2 | 雇用保険法による失業給付と年金額の調整

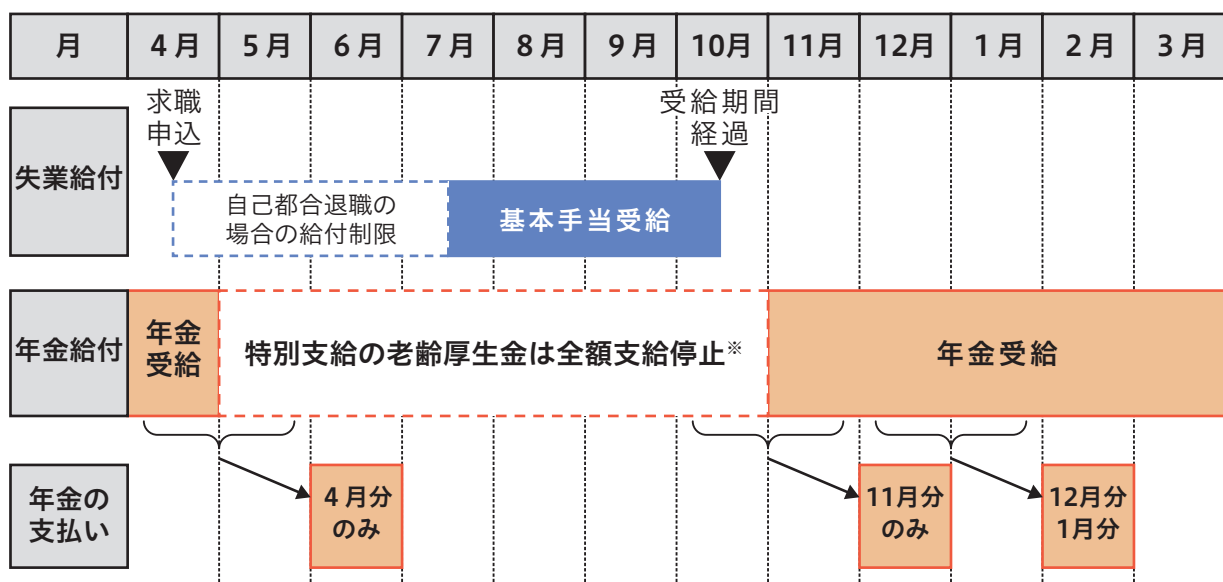
65歳前に支給される「特別支給の老齢厚生年金及び退職共済年金（以後、老齢年金）」と「雇用保険の失業給付（基本手当）」は同時には受け取ることができません。

ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、基本手当の受給期間が経過した日の属する月（又は所定給付日数を受け終わった日の属する月）まで、老齢厚生年金は全額支給停止されます。ただし、「退職共済年金（経過的職域）」は停止されずに支給されます。

求職の申込みをした後に、基本手当を受けていない月があった場合は、その月分の年金は後日支給されますが、3か月程度後の支給となります。「給付日数 ÷ 30日の月数（1月未満切上げ）」が支給停止され、それ以外の方は遡って支給が解除されます。

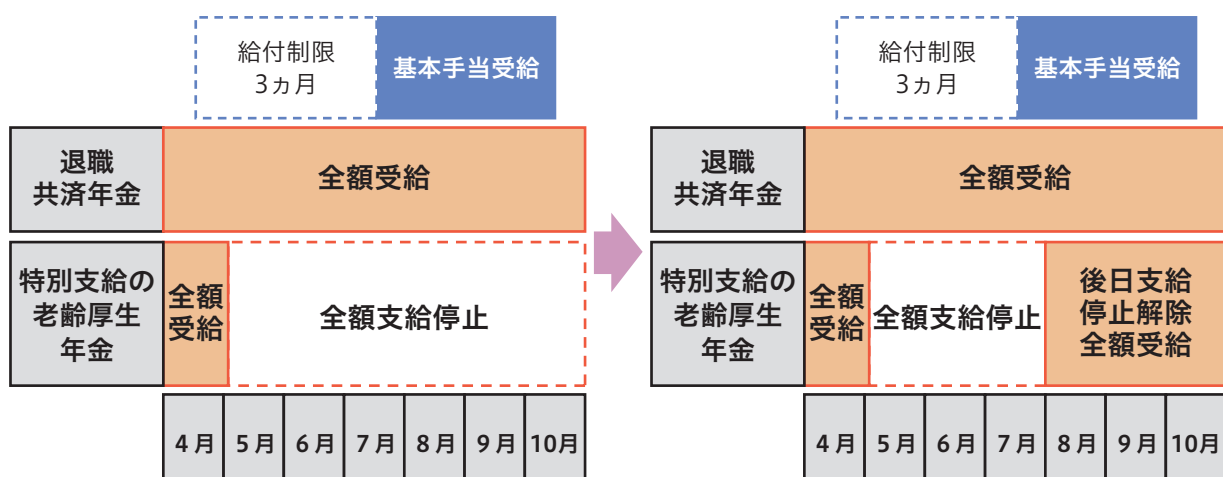
65歳以上で退職した場合の失業給付は7日間の待機期間後、一時金として支給されます。65歳以降の本来支給の老齢厚生年金は、雇用保険の基本手当との併給調整はありません。

◆ 支給停止の基本的なしくみ



※退職共済年金（経過的職域）は支給

◆ 遡って支給が解除される場合のイメージ



3 | 年金に係る源泉徴収票の確定申告時電子提供 (e-私書箱)

e-私書箱とは、確定申告時に添付する「年金に係る源泉徴収票」を電子的に提供するサービスです。利用者は確定申告時にマイナポータルサイトを通じて、国税庁の[e-tax]に取得した「源泉徴収票」を提出します。